



献上桃の郷。
桑折町
こおりまち

桑折町第二次地域福祉計画

成年後見制度利用促進基本計画
再犯防止推進計画



令和7年3月
桑折町

はじめに



これまで本町では、令和2年3月に「第一次桑折町地域福祉計画」を策定し、地域福祉の充実に努めてまいりました。

現在、超少子高齢化による人口減少社会の到来や、人と人とのつながりが希薄化する中で、社会的孤立や生活困窮、虐待、ヤングケアラー問題など、様々な社会変化によって地域における生活課題は多様化・複雑化しています。

今回、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とする「桑折町第二次地域福祉計画」を策定しました。本計画では、みんなとつながり、共に支え合い、誰もが安心していつまでもいきいきと暮らすことができることを目指し、地域共生社会の実現と地域福祉の更なる推進に向けての方針や取り組みを掲げています。

また、福島県の「地域福祉計画」との整合を図りながら、さらに国の関連各法を踏まえ、「再犯防止推進計画」及び「成年後見制度利用促進基本計画」も包含した内容となっております。

地域福祉の推進にあたりましては、「自助」「互助」「共助」の基本的な考えのもと、町民や関係者の皆様の地域づくりや地域福祉に関する活動への積極的なご参画をお願いするとともに、各施策の推進により一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたりまして、専門的な知見や地域の視点から熱心にご審議をいただきました地域福祉計画策定委員会の委員の皆様をはじめ、アンケート調査等にご協力いただきました町民の皆様、関係事業所・団体に、心から厚く感謝を申し上げます。

令和7年3月

桑折町長 高橋 宣博

目 次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の趣旨	1
2 地域福祉とは	2
3 地域福祉計画とは	3
(1) 法令等の根拠	3
(2) 地域福祉計画に関する動向	3
4 計画の位置づけ	4
5 計画の期間	6
6 策定体制	6
7 SDGsとの関係	7
第2章 地域福祉を取り巻く状況	8
1 桑折町の人口構造	8
(1) 人口ピラミッド	8
(2) 総人口・年齢3区分人口の推移	9
2 人口動態	10
(1) 出生数及び出生率	10
(2) 死亡数及び死亡率	10
(3) 転入・転出	11
(4) 総人口と総世帯の状況	11
3 高齢者福祉の現状	12
(1) 要支援・要介護認定者の推移	12
(2) 施設サービスの状況	13
4 障がい者の現状	14
(1) 障害者手帳所持者数の推移	14
5 子ども・子育て分野の現状	15
(1) 児童人口の推移	15
(2) 幼稚園・認定こども園の状況	16
(3) 放課後児童保育の状況	16
(4) 放課後等デイサービス	17
6 健康・保健分野の現状	18
(1) 保健事業の概要	18
7 健康・福祉に関する町民アンケート調査	19
(1) 調査概要	19
(2) 調査結果（抜粋）	20
8 地域福祉課題の整理	28
第3章 計画の基本的な考え方	30
1 基本的視点	30
2 基本理念	32
3 基本目標	33
4 施策体系	36

第4章 施策の展開	37
目標1 自分や家族が暮らしたい地域づくりへの主体的参加	
1 できることを実践する	37
(1) 地域福祉ネットワークづくり	38
(2) 地区活動・団体活動の促進	39
(3) ボランティア活動の促進	41
(4) 健康づくり活動の推進	42
(5) 世代間交流の推進	42
2 福祉のこころづくり	43
(1) 人権教育の推進	43
(2) 心の教育と福祉教育の推進	43
目標2 地域で困っている課題の解決に向けた支援	
1 権利擁護の推進	45
(1) 権利擁護事業の普及促進	46
(2) 苦情解決事業の充実	46
(3) 成年後見制度の利用促進	46
2 要支援者へのサポート	47
(1) 社会的孤立者対策の推進	48
(2) 虐待や暴力を防止する対策の推進	49
(3) 潜在的な要支援者の把握の推進	49
(4) 自殺対策の推進	50
(5) 再犯防止の推進	50
3 安心して暮らせる環境づくり	51
(1) 公益的施設等のバリアフリーの推進と安全性の確保	52
(2) 地域の防災・防犯体制の充実	53
目標3 身近な相談と情報提供から始まるケアマネジメントの充実	
1 相談対応の充実・情報提供	54
(1) 情報提供の充実	55
(2) 地域情報を集める環境づくり	56
(3) 相談対応の充実	56
2 保健・医療・福祉・介護の連携	58
(1) ケアマネジメントの充実	59
(2) 保健・医療・福祉の連携調整	59
第5章 成年後見制度利用促進基本計画	60
1 計画の概要	60
(1) 計画の趣旨・背景	60
(2) 計画の位置づけ	61
(3) 計画の期間	61
2 成年後見制度に関する桑折町の現状と課題.....	62
(1) 成年後見制度に関する現状	62
(2) 利用促進にあたっての課題	64
3 成年後見制度の利用促進に向けた取組の展開.....	64
(1) 成年後見制度の理解促進と普及啓発	64

(2) 相談機能の充実と利用促進	65
(3) 地域連携ネットワークづくり	65
(4) 町長申立ての適切な実施	65
(5) 成年後見制度利用支援事業の実施に向け	65
(6) 中核機関の設置	65
第6章 再犯防止推進計画	66
1 計画の概要	66
(1) 計画の趣旨・背景	66
(2) 計画の位置づけ	66
(3) 計画の期間	66
2 再犯防止に関する桑折町の現状と課題	67
(1) 再犯防止に関する現状	67
(2) 再犯防止に取り組むにあたっての課題	68
3 再犯防止に向けた取組の展開	69
(1) 就労・住居の確保の推進	69
(2) 保健・医療・福祉サービスの利用促進	70
(3) 学校等と連携した修学支援等の実施	70
(4) 再犯防止に向けた基盤の整備等の推進	70
第7章 計画の推進	72
1 計画の推進主体と連携の強化	72
2 計画の進行管理	72
資料編	73
1 計画策定の経過	73
2 桑折町地域福祉策定委員会名簿	74

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

少子高齢化の進行やライフスタイルの変化など、地域の人々を取り巻く社会環境が大きく変わりつつある中、本町では「みんなとつながり みんなで支え合う 安心のまち 桑折」を基本理念とする「桑折町地域福祉計画」を令和元年度に策定し、計画的な福祉関連事業の推進を図ってきました。

近年の地域福祉を取り巻く環境をみると、少子高齢化・核家族化の進行、一人暮らし世帯の増加に加え、生活様式や価値観の多様化、新型コロナウイルス感染症の影響などにより、地域における人のつながりの希薄化、地域活動の担い手不足が進んでいます。地域には、子育てや家族の介護、貧困、ひきこもり、就労等で悩んでいる方など、何らかの支援を必要としている方がいます。しかし、単に制度を当てはめるだけでは解決が困難な場合や、困っている方が制度の基準を満たさない場合など、これまでのように対象者ごとや分野別に整備された縦割りの制度では、対応が難しいケースも出てきます。また、8050 問題、ダブルケア、ヤングケアラーなどといった従来の福祉制度だけでは十分に対応できない課題もあります。

このように多様化・複雑化する地域のニーズに対応し、町民が安心して住み慣れた地域で末永く生活できるようにするため、健康福祉分野の役割はより強まっていると言えます。それと同時に地域住民同士の自主的な支え合い、共に助け合うことの意義や必要性はより一段と重要性を増しています。

国では、人々が様々な生活課題を抱えながらも、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、そして地域を共につくっていくことのできる地域共生社会の実現に向けた体制整備を引き続き進めています。

このように地域福祉を取り巻く状況が刻々と変化する中、現行の「桑折町地域福祉計画」の計画期間が令和6年度末をもって終了することから、近年の福祉行政や社会の現状を踏まえ、「桑折町第二次地域福祉計画」を策定します。

町民の誰もが人としての尊厳を持って、障がいの有無や性別・年齢等に関わらず、家庭や地域の中で自分らしく安心して暮らしていけるよう、地域住民をはじめ、町行政や関係機関・関係団体等の協働のもとで、地域における様々な課題を解決するための仕組みや方向性を示すものとして策定いたします。

8050 問題：子どものひきこもりが長期化して 80 代の親が 50 代の子どもの生活を支える家庭が増えて
いる社会問題を指します。

ダブルケア：一般的には、育児と介護を両立させている状況を指し、広い意味では家族や親族などに対する複数のケアが必要な状態を指します。

ヤングケアラー：本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども若者を指します。

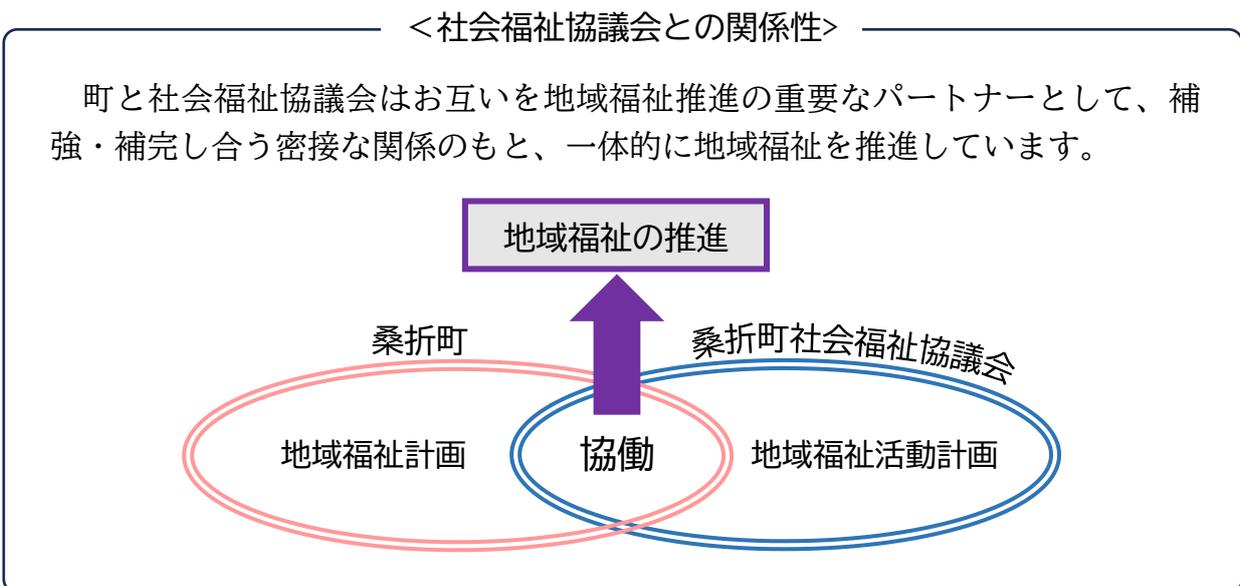
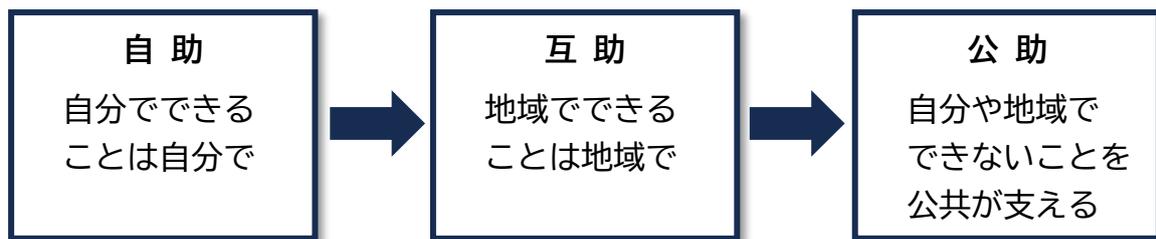
2 地域福祉とは

地域福祉とは、地域の課題を地域で把握し、地域で主体的に解決を図るという考えを基本として、誰もが地域で安心して暮らしていくため、支援を必要とする方を地域の中で支えていけるよう、「公助」のみならず、町民、地域、事業所、団体等の様々な主体による「自助」・「互助」の取組を推進していくものです。

地域福祉の推進にあたっては、思いやりの心で地域住民と全ての個人・法人・団体などが、お互いの役割の中で協力関係を構築し、「自助」「互助」「公助」を重層的に組み合わせることで取り組んでいくことが重要となります。

地域福祉の推進（社会福祉法第4条より）

地域住民、社会福祉を目的とする事業を営むもの及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。



3 地域福祉計画とは

(1) 法令等の根拠

「地域福祉計画」とは、社会福祉法第4条に規定する「地域福祉の推進」のため、同法第107条に基づき市町村が策定する行政計画です。

(2) 地域福祉計画に関する動向

地域福祉計画は、平成12年6月の社会福祉事業法等の改正により、社会福祉法に新たに規定された事項です。地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策や体制等について、庁内関係部局はもとより、多様な関係機関も含めて協議の上、計画的に推進していくことを内容とする計画です。市町村地域福祉計画の策定については、平成30年の社会福祉法の一部改正により努力義務となりました。

平成30年の社会福祉法の一部改正では、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載することとされ、各分野別計画の「上位計画」として位置づけられました。また、「包括的な支援体制の整備に係る事業に関する事項」が計画に盛り込むべき事項として追加されています。

さらに、令和2年の「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」により、社会福祉法の一部が改正され、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、①属性を問わない相談支援、②多様な社会参加に向けた支援、③地域づくりに向けた支援の3つの支援を一体的に実施する重層的な支援体制を整備することとされました。

このような法改正等を受け、令和3年には市町村地域福祉計画策定のためのガイドラインも改正されており、これらを踏まえた計画内容とすることが求められています。

【参考】市町村地域福祉計画策定ガイドラインの主な内容について

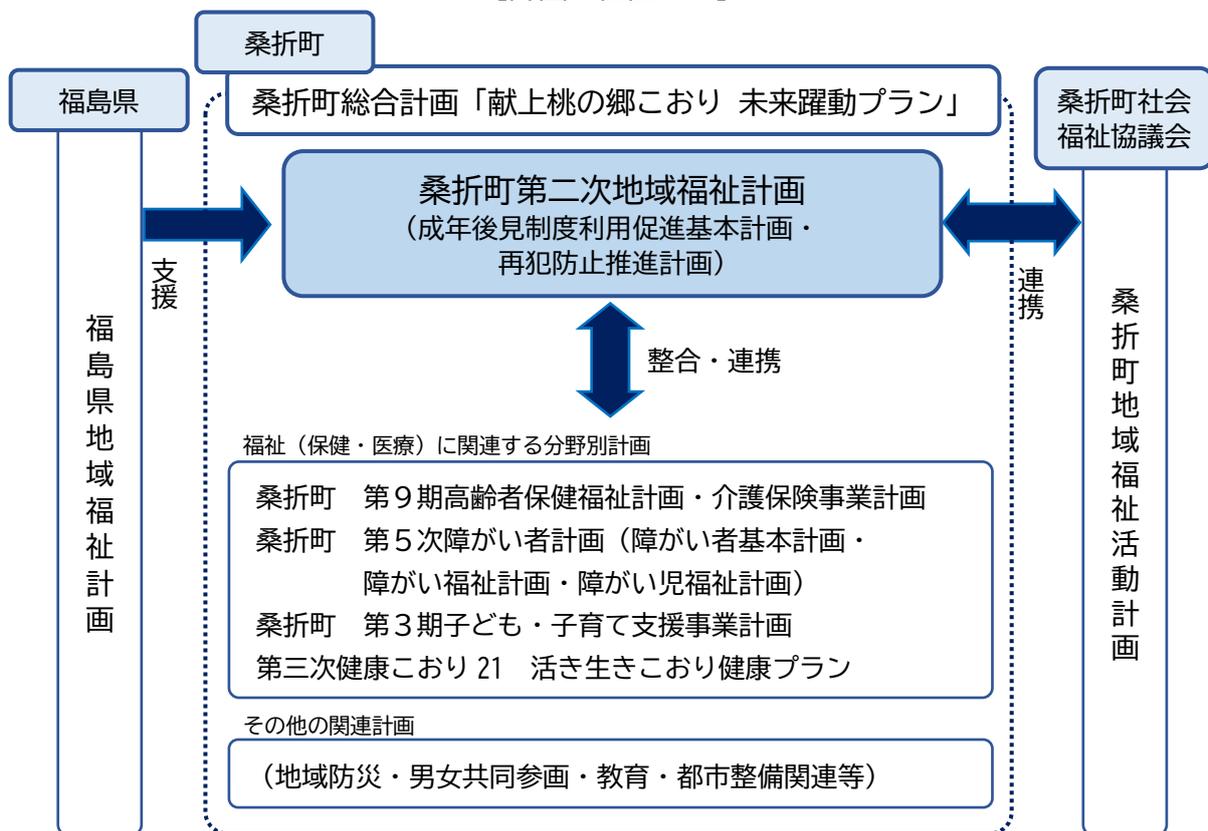
市町村地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）に盛り込むべき事項としては、法上、①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項、②地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項、③地域における社会福祉を目的とした事業の健全な発達に関する事項、④地域福祉に関する活動への住民の参加に関する事項、⑤包括的な支援体制の整備に関する事項の5つが掲げられており、それを踏まえなければ、法上の地域福祉計画としては認められないものである。市町村においては、主体的にこれら5つの事項についてその趣旨を斟酌し具体的な内容を示すとともに、その他の必要な事項を加え、それらを計画に盛り込む必要がある。

『令和3年3月31日「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」の改正について』から

4 計画の位置づけ

- 本計画は、社会福祉法第107条の規定に基づく市町村地域福祉計画です。
- 桑折町総合計画「献上桃の郷こおり 未来躍動プラン」における町の将来像「みんなが幸せを実感できる 元気なまち こおり」を実現するための分野別個別計画として、地域福祉を総合的に推進する理念や方向性を示します。
- 町の福祉部門計画の上位計画として、高齢者・障がい者・児童といった対象ごとの福祉に関する各個別計画と整合性を持ち、福祉・保健・医療及び生活関連分野との連携を確保します。
- 桑折町社会福祉協議会が策定する「桑折町地域福祉活動計画」と連携しながら計画を推進します。
- 成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項に規定する「市町村成年後見制度利用促進基本計画」及び再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に基づく「地方再犯防止推進計画」を含みます。

【計画の位置づけ】



社会福祉法（抜粋）

（市町村地域福祉計画）

第一百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

成年後見制度の利用の促進に関する法律（抜粋）

（市町村の講ずる措置）

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

再犯の防止等の推進に関する法律（抜粋）

（地方再犯防止推進計画）

第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

5 計画の期間

本計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。
 なお、今後の制度改正や社会情勢の変化などにより、必要に応じて見直しを行います。

【計画の期間】

計画名	年度	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)
総合計画 「献上桃の郷こおり 未来躍動プラン」		第5次 (~R13年度)							
地域福祉計画		第一次 (R2~R6年度)			第二次 (R7~R11年度)				
桑折町成年後見制度利用 促進計画					第一次 (R7~R11年度)				
桑折町再犯防止推進計画					第一次 (R7~R11年度)				
高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画		第8期	第9期			第10期			
障がい者計画		第4次	第5次						
障がい福祉計画		第6期	第7期			第8期			
障がい児福祉計画		第2期	第3期			第4期			
子ども・子育て支援事業 計画		第2期			第3期				
健康こおり 21 生き生き こおり健康プラン		第二次			第三次 (~R18年度)				

6 策定体制

本計画の策定にあたっては、公共的な団体や町内福祉関係団体の代表者、知識経験者をはじめ、住民自治組織の代表を含む14人の委員で構成する「桑折町地域福祉計画策定委員会」を設置し、審議を重ねました。

計画策定の前年度である令和5年11月には満15歳（中学生除く）から80歳までの町民1,000人を対象に、地域で抱えている課題、意見やニーズ等を把握する目的で、「桑折町健康・福祉に関する町民アンケート」を実施しました。

7 SDGsとの関係

SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標) は、持続可能な世界を実現するための国際社会全体の普遍的な目標です。平成27年9月の国連サミットにおいて全ての加盟国が合意した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で掲げられました。令和12年(2030年)を達成年限とし、17のゴール(目標)と169のターゲットから構成されています。

本町においては令和3年5月にSDGsの推進に取り組む金融機関や民間事業所と包括連携協定を締結するとともに、6月には「地方創生SDGs推進の町」を宣言し、町、町内事業者、町民が一丸となったSDGsの理念に基づいた取組の推進が求められています。また、総合計画「献上桃の郷こおり 未来躍動プラン」の各施策分野に17のゴールを関連づけ、全庁的なSDGsの推進を図っています。

本計画においてもSDGsの17のゴールのうち関連の深いゴール(町総合計画に掲載している1、3、5、8、10、17)について、その達成に向けた取組を推進していきます。

福祉施策の推進を通じて、誰一人として取り残さない、持続可能な多様性と包括性のある社会の実現を目指し、一人ひとりが充実した豊かな人生を送れるよう後押しします。

【SDGsの目標】



第2章 地域福祉を取り巻く状況

1 桑折町の人口構造

(1) 人口ピラミッド

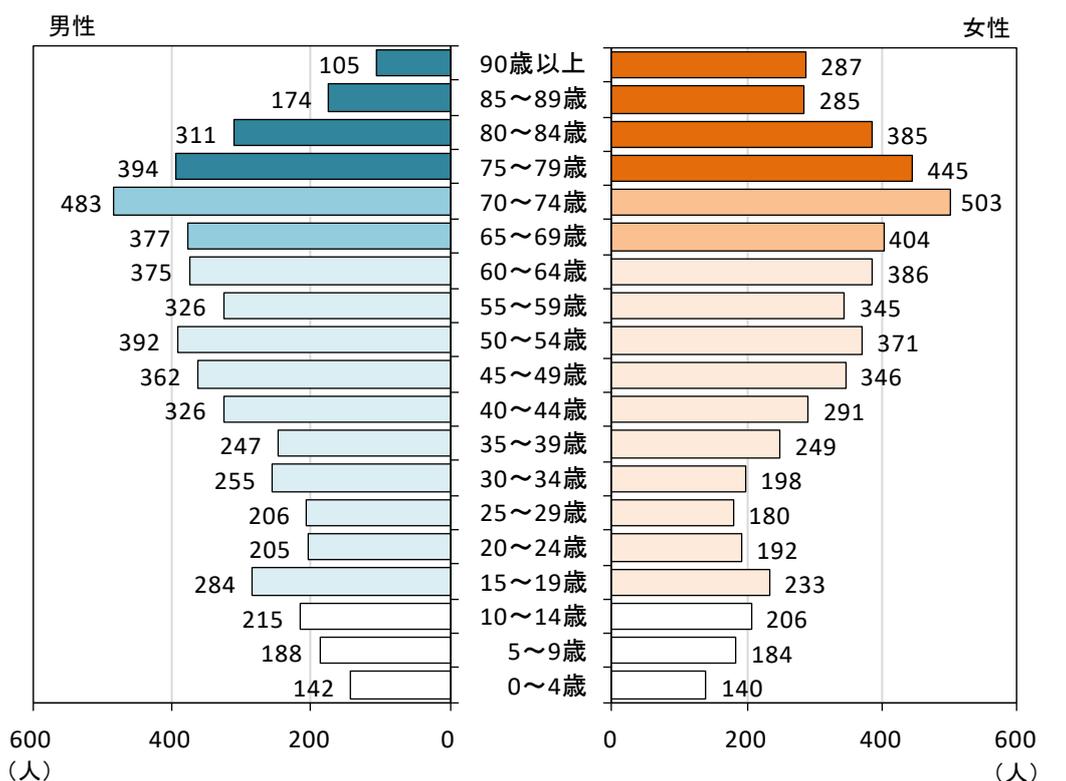
本町の総人口は令和6年9月30日時点で10,997人(男性:5,367人、女性5,630人)となっています。

年齢別人口構成を人口ピラミッドの形態で見ると、中高年期の人口が多く、男女ともに、70～74歳を中心にふくらみがみられます。

男女別では、75歳以上人口で女性の1,402人に比べ、男性は984人と女性の約70%となっています。

なお、60歳未満の人口が少ないため、ピラミッドのすそが狭まる“つぼ型”に近い形となっています。

【人口ピラミッド】



(単位：人)

総人口	男性	女性
10,997	5,367	5,630

出典：住民基本台帳（令和6年9月30日現在）

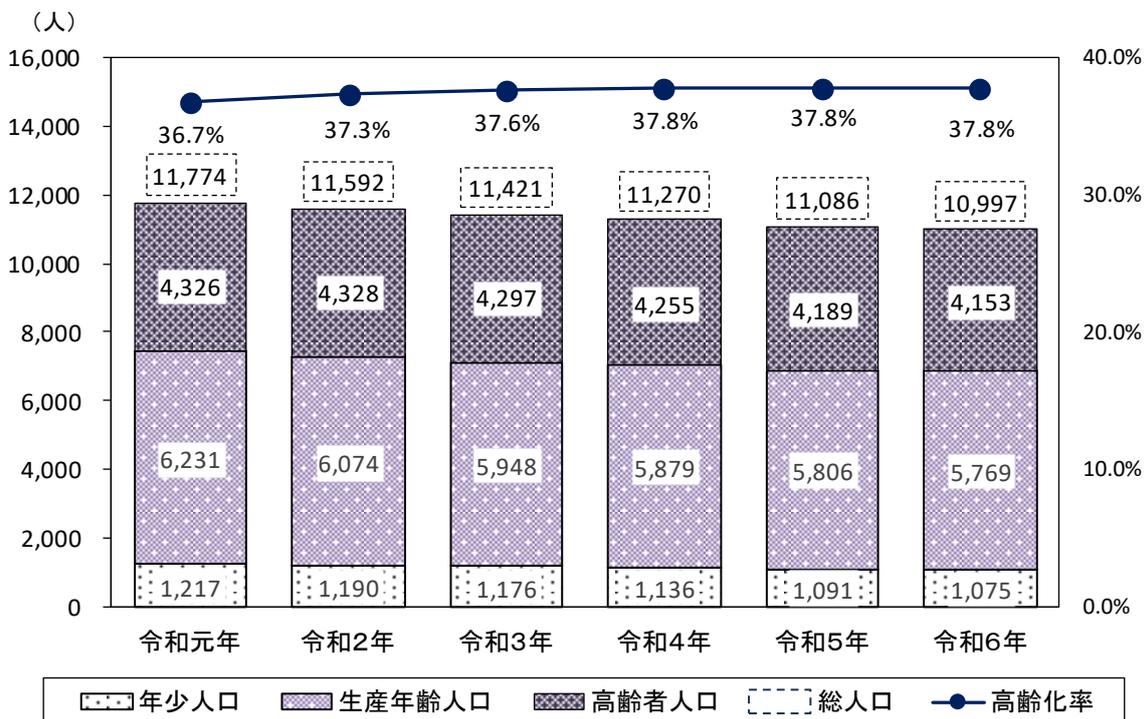
(2) 総人口・年齢3区分人口の推移

令和6年9月末時点の本町の総人口10,997人を令和元年の11,774人と比較すると、この5年間で777人(6.6%)減少し、減少傾向で推移しています。

令和6年の65歳以上の高齢者人口は4,153人と、令和元年の4,326人に対して173人(4.0%)の減少となっています。

高齢化率をみると、令和元年の36.7%から令和6年には37.8%と、6年間で1.1ポイントの増加となり、微増傾向となっています。

【総人口・年齢3区分人口の推移】



【人口3区分構成割合】

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
総人口	11,774	11,592	11,421	11,270	11,086	10,997
年少人口(0~14歳)	1,217	1,190	1,176	1,136	1,091	1,075
年少人口割合	10.3%	10.3%	10.3%	10.1%	9.8%	9.8%
生産年齢人口(15~64歳)	6,231	6,074	5,948	5,879	5,806	5,769
生産年齢人口割合	52.9%	52.4%	52.1%	52.2%	52.4%	52.5%
高齢者人口(65歳以上)	4,326	4,328	4,297	4,255	4,189	4,153
高齢者人口割合	36.7%	37.3%	37.6%	37.8%	37.8%	37.8%
世帯数	4,604	4,612	4,608	4,617	4,622	4,674
一世帯あたり人員	2.56	2.51	2.48	2.44	2.40	2.35

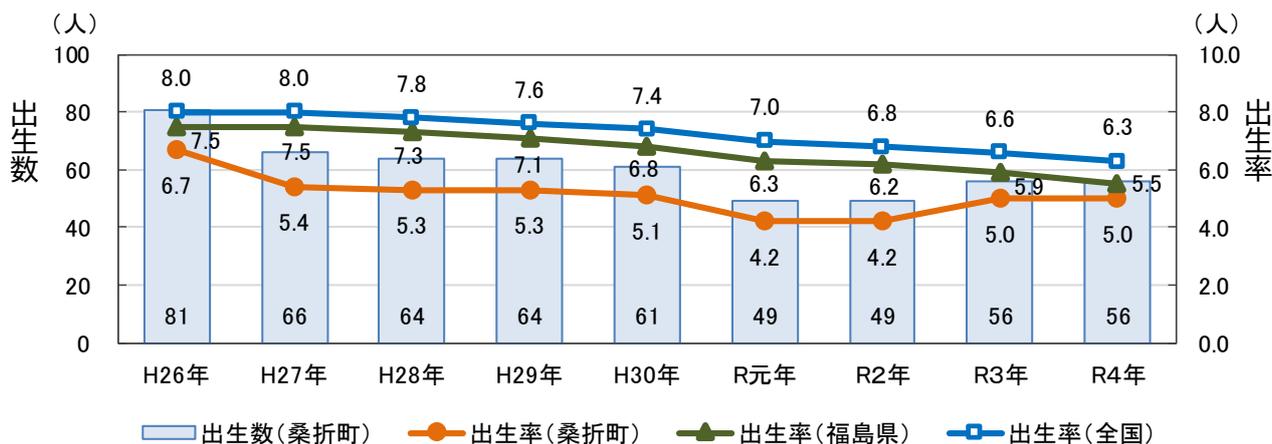
※資料：住民基本台帳／各年9月30日現在

2 人口動態

(1) 出生数及び出生率

桑折町の出生数は、増減を繰り返しながらも減少傾向となっており、令和4年は56人となっています。出生率をみると、増減を繰り返しながら推移していますが、全国や福島県より低い数値となっています。

【出生数及び出生率（人口千対）の推移】

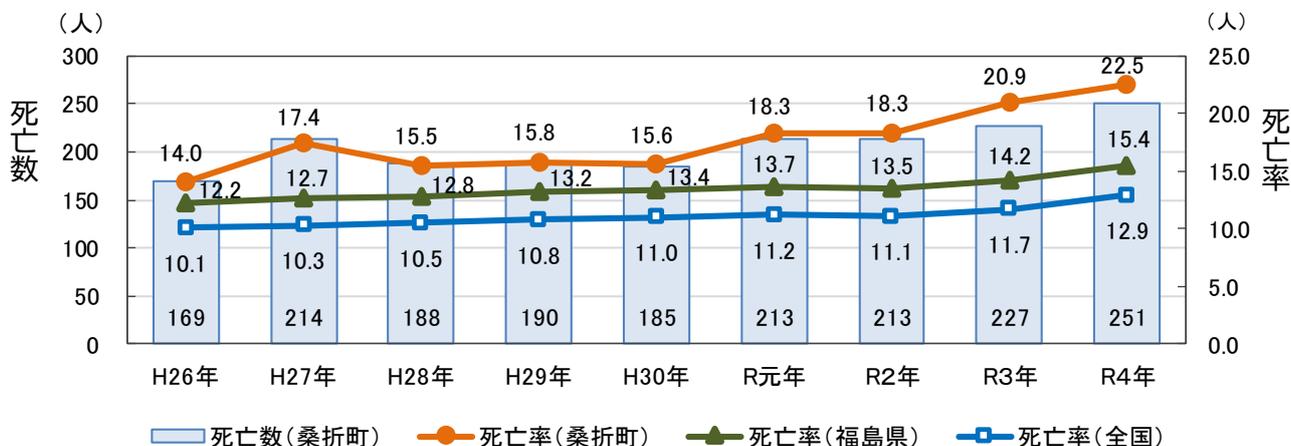


資料：人口動態統計（確定数）の概況（福島県）

(2) 死亡数及び死亡率

桑折町の死亡数は、200人以下の横ばい傾向が続いていましたが、令和元年以降は200人超で推移しています。死亡率をみると、全国と県では緩やかな上昇傾向がみられ、桑折町は国や県より高い数値で推移しています。

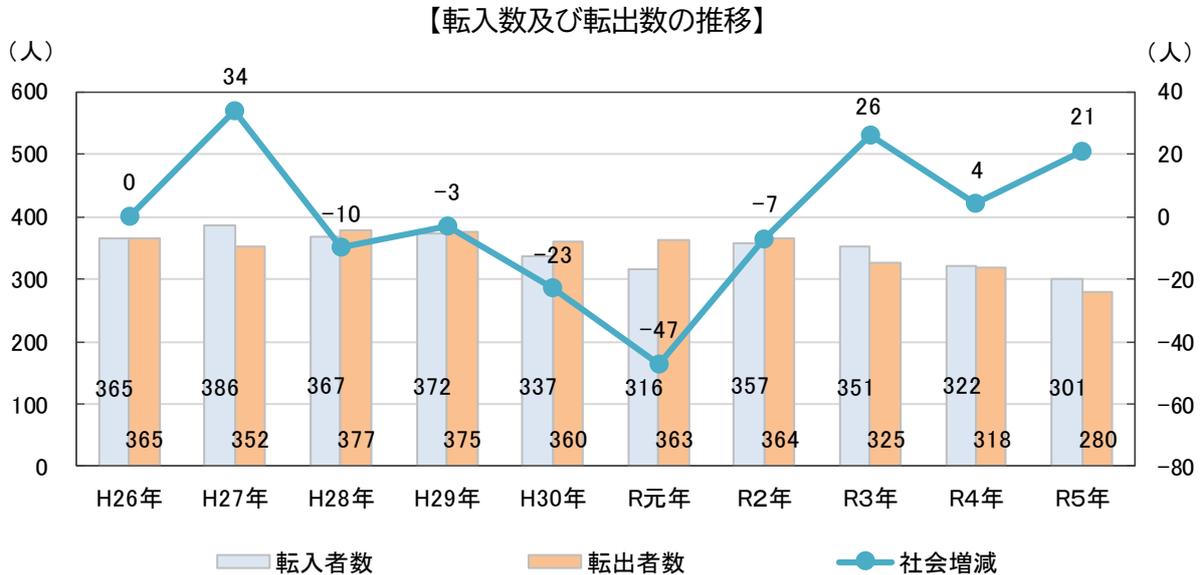
【死亡数及び死亡率（人口千対）の推移】



資料：人口動態統計（確定数）の概況（福島県）

(3) 転入・転出

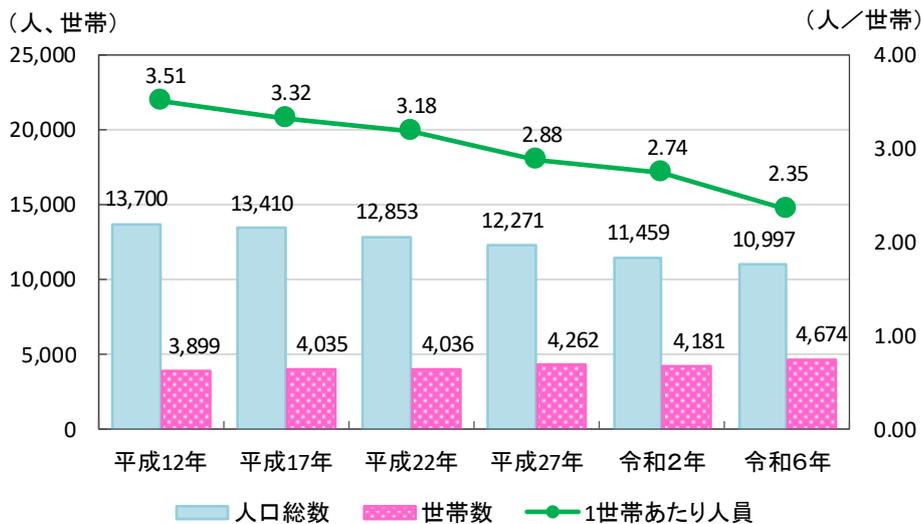
社会動態は令和3年に転入が転出を上回り、社会増となっています。自然動態と社会動態を加算した人口動態では、人口減が続いています。



出典：福島県現住人口調査年報（各年1月1日～12月31日）

(4) 総人口と総世帯の状況

本町の人口は令和6年9月30日現在 10,997人で、減少が続いています。世帯数は平成27年にかけて微増傾向で推移し、令和2年に減少に転じました。住民基本台帳によると、令和6年の世帯数は4,674世帯、一世帯あたりの人数は2.35人と、世帯の少人数化が進んでいる状況であり、核家族化の進行や一人暮らし世帯が増加していることがわかります。



資料：国勢調査（平成12年～令和2年）※世帯数は一般世帯
住民基本台帳（令和6年9月30日現在）

3 高齢者福祉の現状

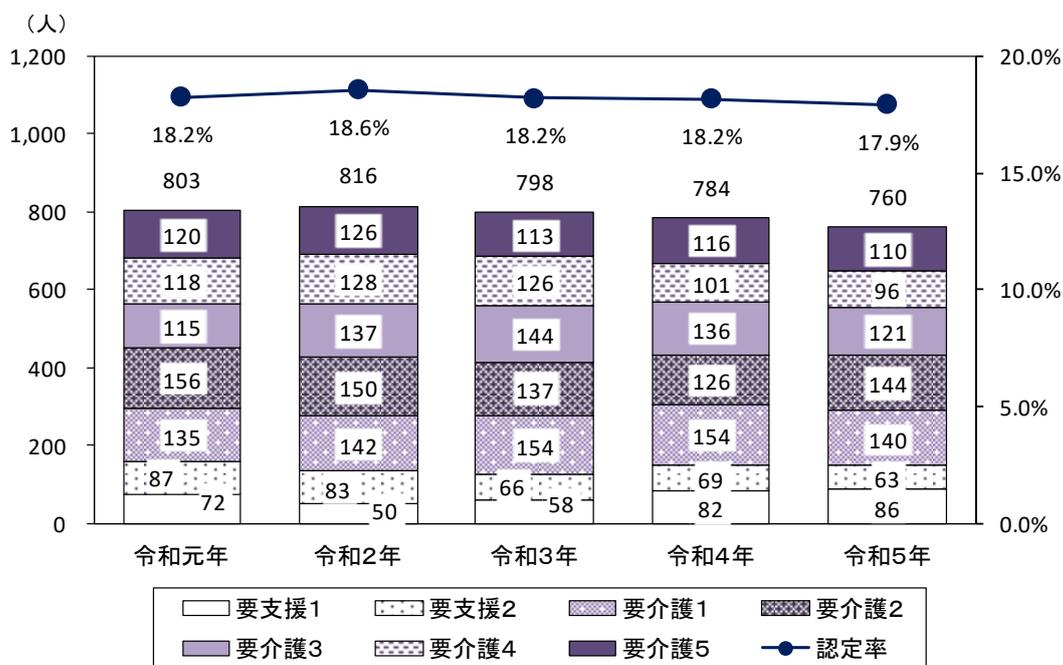
(1) 要支援・要介護認定者の推移

本町の要支援・要介護認定者数は、令和5年9月末時点で760人と、令和元年の803人と比較して43人(5.4%)の減少となっています。認定率(要支援・要介護認定者(第1号被保険者)の高齢者数に対する割合)をみると、令和5年は17.9%と令和元年の18.2%から減少しています。

要介護度別では、令和元年と比較した令和5年の人数は、要支援1が14人(19.4%)、要介護2が7人(5.1%)の増加となっています。

認定者数・認定率ともに近年は減少傾向にあり、高齢者が介護予防に取り組む姿勢が功を奏していることがうかがえます。今後は75歳以上の後期高齢者が増加すると予想されることから、認定率や要介護度が高い方の増加、認知症高齢者の増加が予想されます。

【認定者数の推移】



(単位: 人)

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
65歳以上人口	4,326	4,328	4,297	4,255	4,189
要支援・要介護認定者数	803	816	798	784	760
第1号被保険者	789	803	782	773	751
第2号被保険者	14	13	16	11	9
認定率	18.2%	18.6%	18.2%	18.2%	17.9%

※認定率=要支援・要介護認定者数(第1号被保険者)/65歳以上人口

※資料: 人口は住民基本台帳 ※各年9月末

要支援・要介護認定者数は厚生労働省「介護保険事業状況報告(月報)」 ※各年9月末

(2) 施設サービスの状況

介護を必要とする高齢者を抱える家庭の中には、施設等サービスを望まれている方も多く、令和5年10月時点では、介護老人福祉施設（2施設）、介護老人保健施設（1施設）の施設サービスのほか、認知症対応型共同生活介護（1施設）、サービス付き高齢者住宅（1施設）、令和4年4月に開設した有料老人ホーム（1施設）を実施しています。

【介護施設の状況（令和5年10月現在）】

介護保険施設等	町内施設数（か所）	施設定員（人）
介護老人福祉施設	2か所	172
介護老人保健施設	1か所	120
介護療養型医療施設	0か所	0

※健康福祉課調べ

【高齢者向け住宅等の状況（令和5年10月現在）】

高齢者向け住宅	町内施設数（か所）	施設定員（人）
認知症対応型共同生活介護	1か所	18
サービス付き高齢者住宅	1か所	18
有料老人ホーム	1か所	19

※健康福祉課調べ



大かやデイサービスセンター

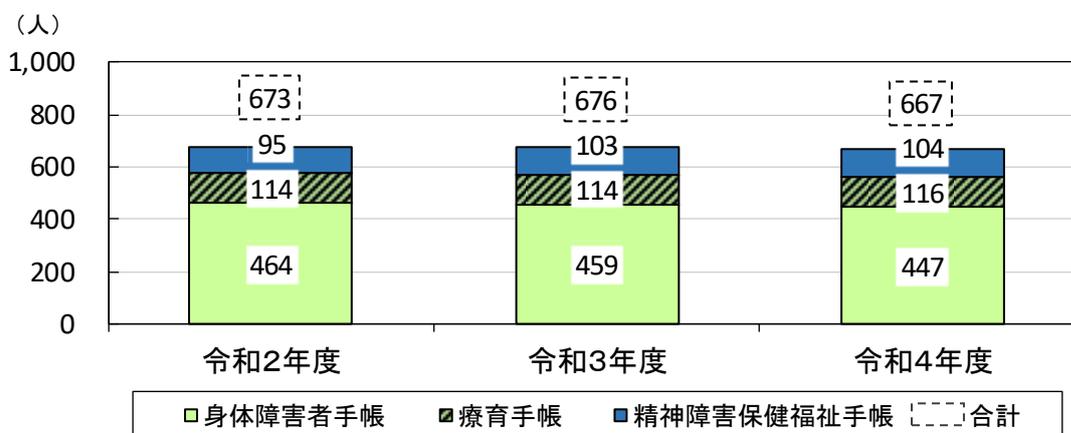
4 障がい者の現状

(1) 障害者手帳所持者数の推移

本町の障害者手帳所持者は、令和4年度末時点で身体障害者手帳所持者が447人、療育手帳所持者が116人、精神障害者保健福祉手帳所持者が104人となっています。

令和2年度末と比較して、身体障害者手帳所持者は3.7%減少、療育手帳所持者は1.8%増加、精神障害者保健福祉手帳所持者は9.5%増加となっています。

【障害者手帳所持者数の推移】



(単位：人)

	令和2年度			令和3年度			令和4年度		
	障がい児	障がい者	合計	障がい児	障がい者	合計	障がい児	障がい者	合計
身体障害者手帳所持者	4	460	464	5	454	459	4	443	447
療育手帳所持者	22	92	114	24	90	114	23	93	116
精神障害者保健福祉手帳所持者	1	94	95	0	103	103	1	103	104
合計	26	647	673	29	647	676	28	639	667

※健康福祉課調べ（各年度3月末現在）

5 子ども・子育て分野の現状

(1) 児童人口の推移

0～11歳の児童人口は、令和6年9月30日現在で833人となっています。令和元年以降の推移をみると、全体的に減少傾向となっています。

(単位：人)

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	56	45	60	55	36	53
1歳	69	65	50	65	58	41
2歳	59	72	68	52	71	60
3歳	76	65	75	72	51	74
4歳	74	77	63	74	71	54
5歳	97	74	78	64	77	74
6歳	74	102	74	75	62	77
7歳	82	73	101	76	77	66
8歳	80	83	74	104	75	77
9歳	73	80	85	74	105	78
10歳	93	72	81	87	76	102
11歳	92	93	73	80	86	77
12歳	108	93	93	73	81	87
13歳	89	107	93	93	73	81
14歳	95	89	108	92	92	74
15歳	106	96	91	107	90	106
16歳	109	108	95	88	109	115
17歳	121	110	109	95	87	117
18歳	115	117	104	104	90	88
0～2歳合計	184	182	178	172	165	154
3～5歳合計	247	216	216	210	199	202
6～8歳合計	236	258	249	255	214	220
9～11歳合計	258	245	239	241	267	257
0～11歳合計	925	901	882	878	845	833
0～18歳合計	1,668	1,621	1,575	1,530	1,467	1,501

資料：住民基本台帳（各年9月30日現在）

(2) 幼稚園・認定こども園の状況

本町では、幼稚園と幼保連携型認定こども園において、乳幼児の受け入れをしています。待機児童ゼロの堅持はもとより、小学校への円滑な接続のため、それぞれの園の特色を活かした教育・保育を実施しています。

【幼稚園・認定こども園】

名 称	対 象	定員（人）	所在地
醸芳幼稚園	3～5歳児	175	桑島三 11 番地の 24
こおり青空こども園	0～5歳児	195 (0～2歳 120人、 3～5歳 75人)	東段 30 番地の 4

(3) 放課後児童保育の状況

親の就労等の理由により家庭で保育を受けられない児童を対象に、小学校下校時（長期休業中は午前8時30分）から最長で午後7時までの放課後児童学童保育を各学校区で実施しています。また、一時的な保育が必要になった場合の臨時放課後児童保育も実施しています。

【児童クラブ】

名 称	定員（人）	所在地	対象学校
桑折児童館 ・こおり児童クラブ ・こおり第2児童クラブ	90	桑島三 2 番地の 7	醸芳小学校
むつあい子どもクラブ	30	大字成田字小峯 14 番地	睦合小学校
はんだ子どもクラブ	40	大字南半田字八反田 5 番地の 1	半田小学校
だんざき子どもクラブ	30	大字下郡字下郡前 4 番地の 2	伊達崎小学校

【民間放課後児童クラブ】

名 称	定員（人）	所在地	対象学校
キッズハウスぐらんま	35	桑島一 6 番地の 4	醸芳小学校

(4) 児童発達支援・放課後等デイサービス

障がいのある子どもが放課後や休日に通うことができる福祉サービスの一つで、児童福祉法に基づく「障害児通所支援」の一環です。主に学校に通う障がい児を対象とし、日常生活の支援や学習支援、社会性の向上を目的とした活動を提供しています。

名 称	定員(人)	所在地	対象学校
もんも 児童発達支援・放課後等デイサービス	10	大字上郡字仲丸 4-4	指定なし
放課後等デイサービス ぼかぼか桑折町	10	桑折町大字万正寺字網田崎 7	指定なし

6 健康・保健分野の現状

(1) 保健事業の概要

本町では疾病の早期発見と早期治療、健康づくり意識醸成のため、特定健康診査等の受診を促進するとともに、ウォーキングチャレンジ事業・減塩運動等の健康指導や保健師等地区担当制による訪問事業、食生活改善事業等に取り組んでいます。

町民の死因状況をみると、悪性新生物（がん）、心疾患の割合が高い状況です。また、脳血管疾患や糖尿病等をはじめとする生活習慣病は、介護が必要となる原因にもなることから、生活習慣病予防に力を入れる必要があります。

【桑折町の主な死因】

	1位	2位	3位	4位	5位
平成30年	悪性新生物	老衰	心疾患	脳血管疾患	不慮の事故
令和元年	悪性新生物	老衰	心疾患	脳血管疾患	不慮の事故
令和2年	老衰	悪性新生物	心疾患	脳血管疾患	肺炎
令和3年	老衰	悪性新生物	心疾患	脳血管疾患	肺炎
令和4年	悪性新生物	老衰	心疾患	脳血管疾患	不慮の事故

資料：福島県人口動態統計（確定数）の概況



健診の様子

7 健康・福祉に関する町民アンケート調査

本計画の策定にあたり、令和5年度に「健康・福祉に関する町民アンケート調査」を実施しました。

(1) 調査概要

ア 調査目的

本調査は、町民と行政が連携し、子どもから高齢者まで全ての人が安心して暮らせるまちづくりを目指すため、「桑折町第二次地域福祉計画」の策定に向けて、地域福祉に関する町民のお考えやご意見についておうかがいし、計画策定の基礎資料とするために実施しました。

イ 調査方法

- 調査対象：1,000名
- 抽出方法：町内在住の満15歳（中学生除く）～80歳までの男女を無作為抽出
- 調査期間：令和5年11月16日から令和5年12月8日
(※令和6年1月23日到着分までを集計)
- 調査方法：郵送による配布・回収
- 回収状況：404票
- 有効回収数：404票（有効回収率：40.4%）

ウ 報告書の見方

- ◇ 「調査結果」の図表は、原則として回答者の構成比（百分率）で表しています。
- ◇ 図表中の「n (number of cases)」は、構成比算出の母数を示しています。
- ◇ 図表中において、クロス集計（例：年齢別）の選択肢ごとのnを合計しても、全体のnとは一致しないことがあります。回答割合は小数点第2位を四捨五入しているため、回答割合を合計しても100.0%にならないことがあります。また、複数回答（2つ以上選択）の設問では、全ての割合の合計が100.0%を超えることがあります。

(2) 調査結果（抜粋）

アンケートの調査結果から、福祉分野に関する内容を抜粋して掲載しています。

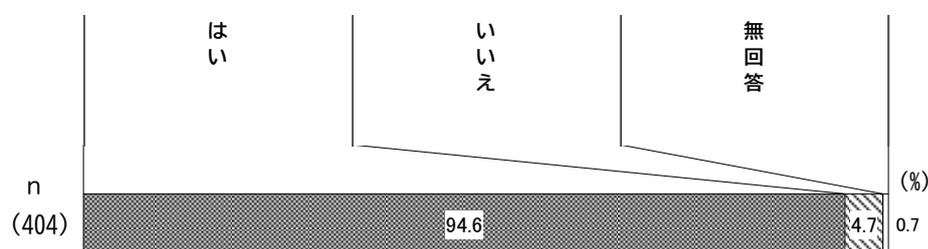
◎ 地域とのつながりについて

(ア) 近所付き合い

■町内会への加入状況

町内会への加入状況は、「はい」が94.6%、「いいえ」が4.7%となっています。

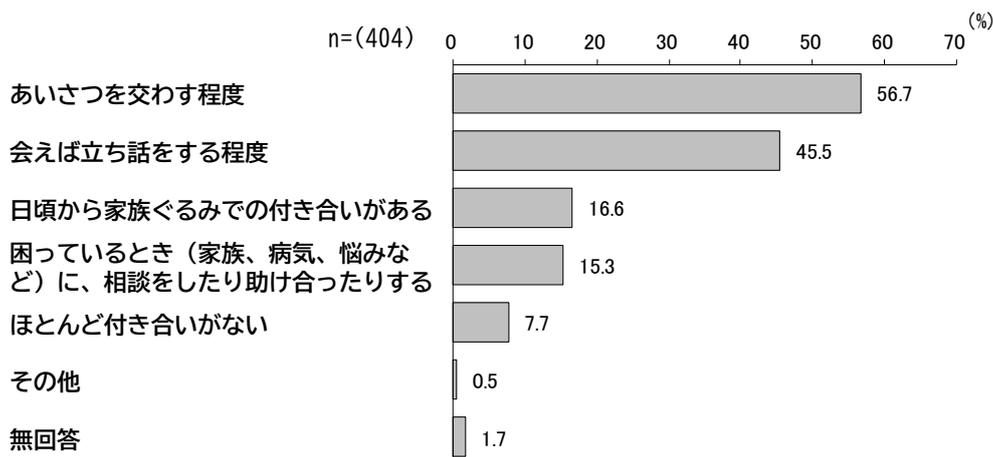
問 36 現在、あなたの世帯は町内会に加入していますか。（単一回答）



■近所付き合いの程度

近所付き合いの程度は、「あいさつを交わす程度」が56.7%と最も多く、次いで「会えば立ち話をする程度（45.5%）」、「日頃から家族ぐるみでの付き合いがある（16.6%）」となっています。

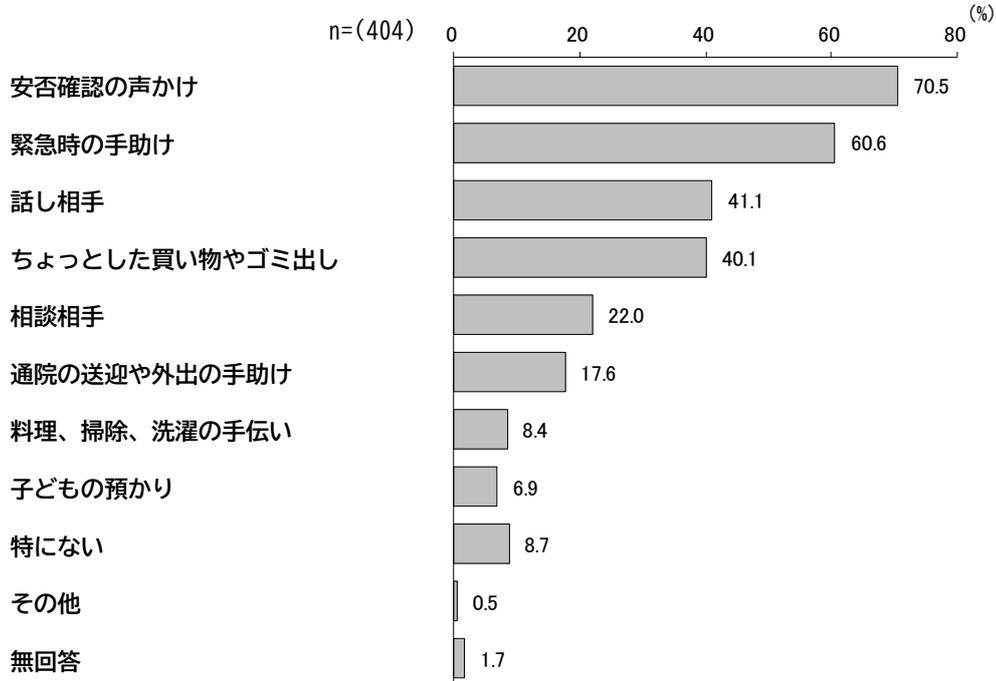
問 39 あなたは、近所の方とどのような付き合いをしていますか。（2つまで選択）



■近所の人不自由な時、自分が手助けできること

近所の人不自由な時、自分が手助けできることは、「安否確認の声かけ」が70.5%と最も多く、次いで「緊急時の手助け（60.6%）」、「話し相手（41.1%）」となっています。

問41 あなたは、近所の方とどのような付き合いをしていますか。（複数選択可）



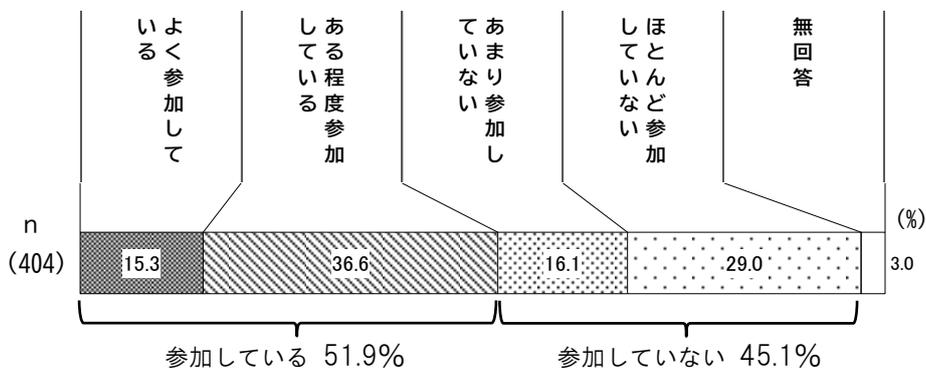
(イ) 地域活動

■地域活動への参加状況

地域活動への参加状況は、「ある程度参加している」が36.6%と最も多く、「よく参加している（15.3%）」と合わせた“参加している”は51.9%となっています。

一方、「あまり参加していない（16.1%）」と「ほとんど参加していない（29.0%）」を合わせた“参加していない”は45.1%となっています。

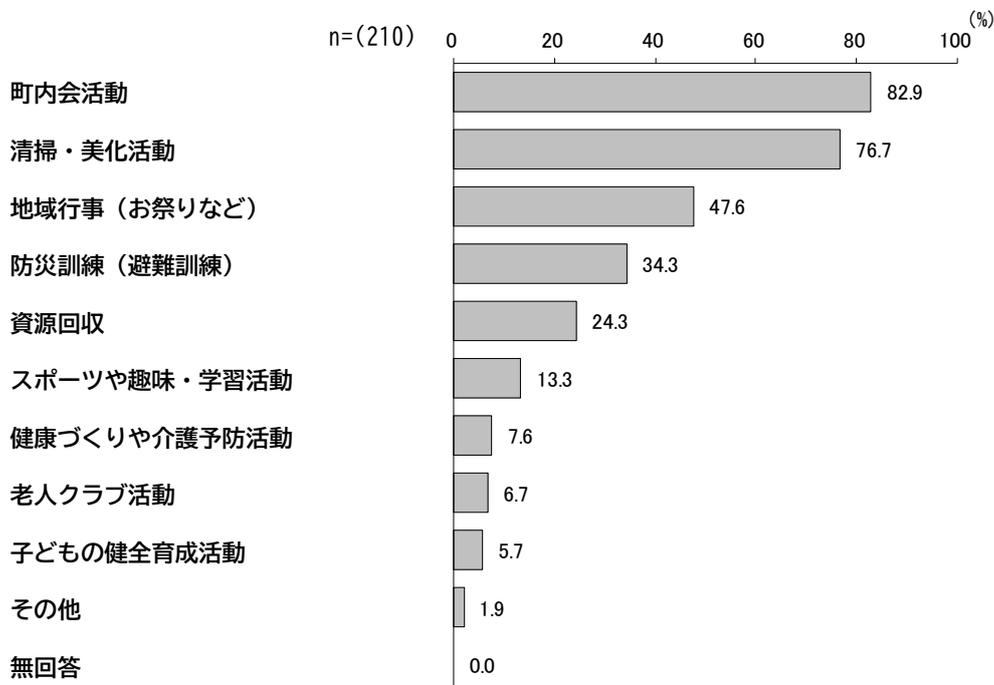
問42 あなたは地域活動に参加していますか。（単一回答）



■参加している地域活動

参加している地域活動は、「町内会活動」が82.9%と最も多く、次いで「清掃・美化活動(76.7%)」、「地域行事（お祭りなど）(47.6%)」となっています。

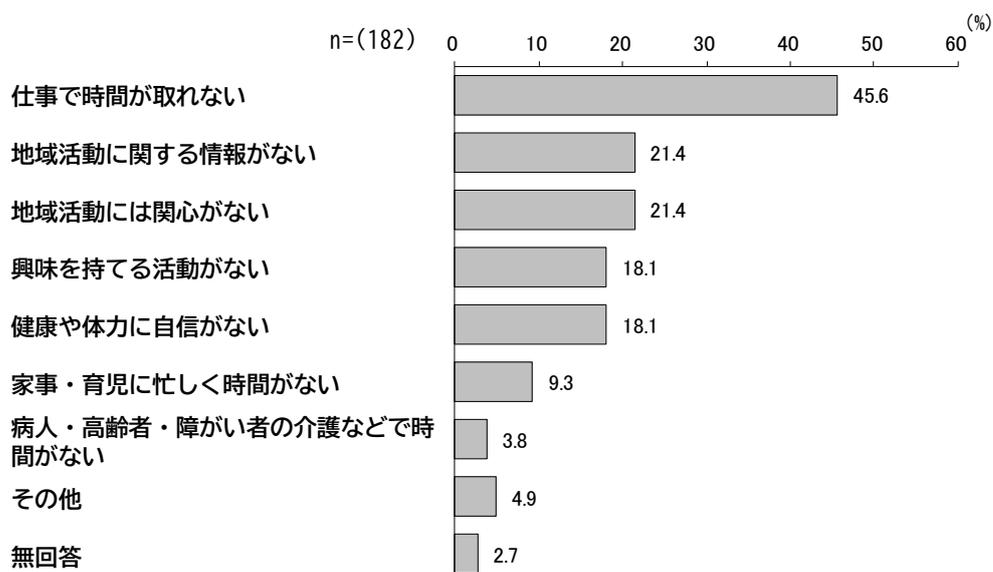
問42-①（“参加している”方に）参加している地域活動はどれですか。（複数選択可）



■地域活動へ参加していない理由

地域活動へ参加していない理由は、「仕事で時間が取れない」が45.6%と最も多く、次いで「地域活動に関する情報がない」、「地域活動には関心がない」（ともに21.4%）となっています。

問42-②（“参加していない”方に）参加していない理由はどれですか。（3つまで選択）

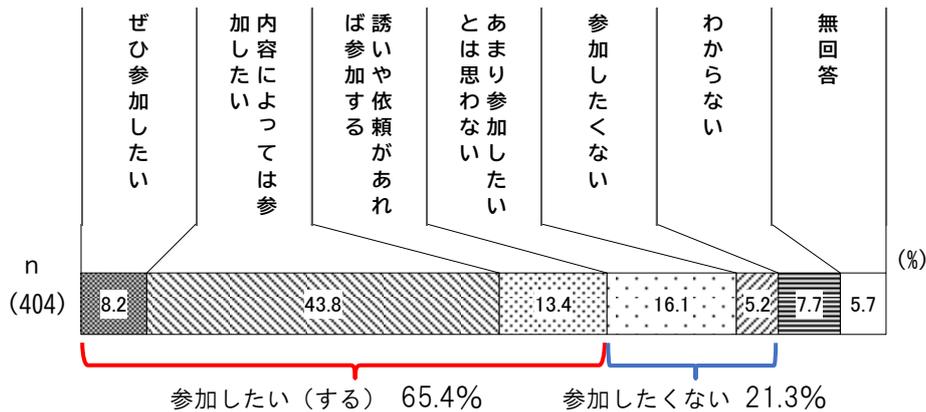


■今後の地域活動への参加意向

今後の地域活動への参加意向は、「内容によっては参加したい」が43.8%と最も多く、「ぜひ参加したい(8.2%)」と「誘いや依頼があれば参加する(13.4%)」を合わせた“参加したい(する)”は65.4%となっています。

一方、「あまり参加したいとは思わない(16.1%)」と「参加したくない(5.2%)」と合わせた“参加したくない”は21.3%となっています。

問 43 今後、地域活動に参加したいと思いますか。(単一回答)

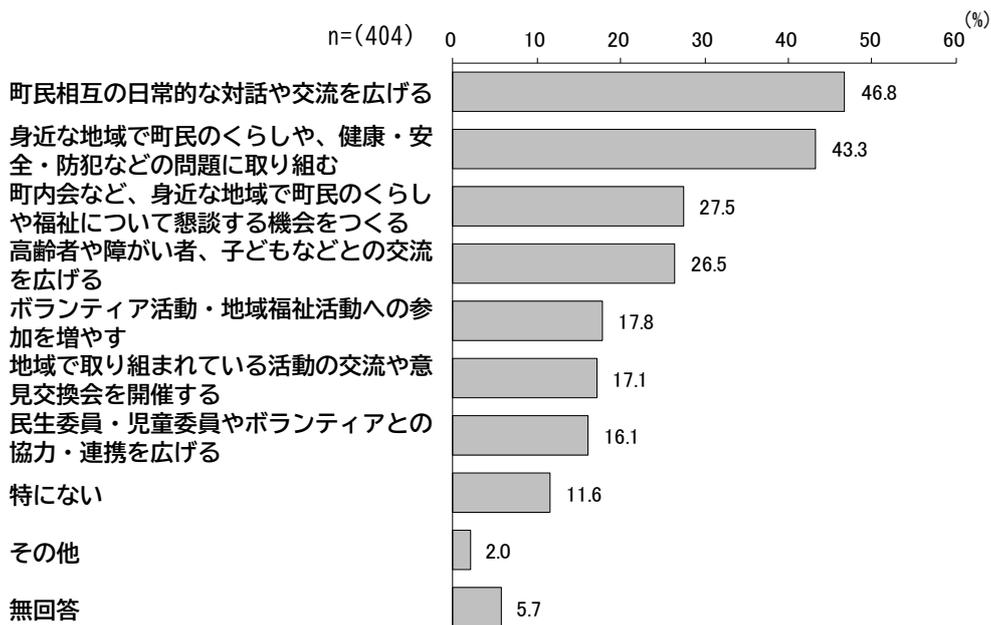


(ウ) 町民が取り組むべきこと

■安心して暮らせる町の実現のため、町民が取り組むべきこと

安心して暮らせる町の実現のため、町民が取り組むべきことは、「町民相互の日常的な対話や交流を広げる」が46.8%と最も多く、次いで「身近な地域で町民のくらしや、健康・安全・防災などの問題に取り組む(43.3%)」、「町内会など、身近な地域で町民の暮らしや福祉について懇談する機会をつくる(27.5%)」となっています。

問 45 「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちの実現」を目指すうえで、町民が取り組むべきことは何だと思いますか。(複数選択可)



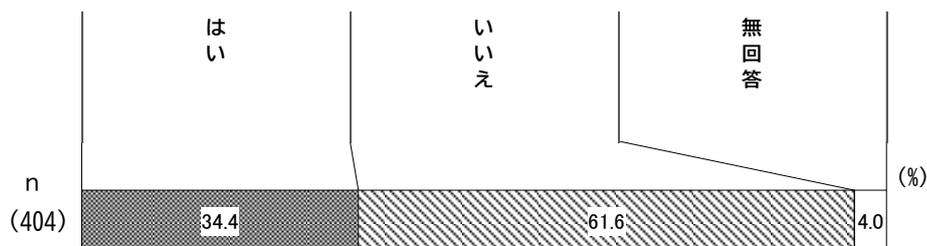
◎ 防災に対する備えについて

(ア) 防災

■ 防災訓練への参加状況

防災訓練への参加状況は、「はい」が34.4%、「いいえ」が61.6%となっています。

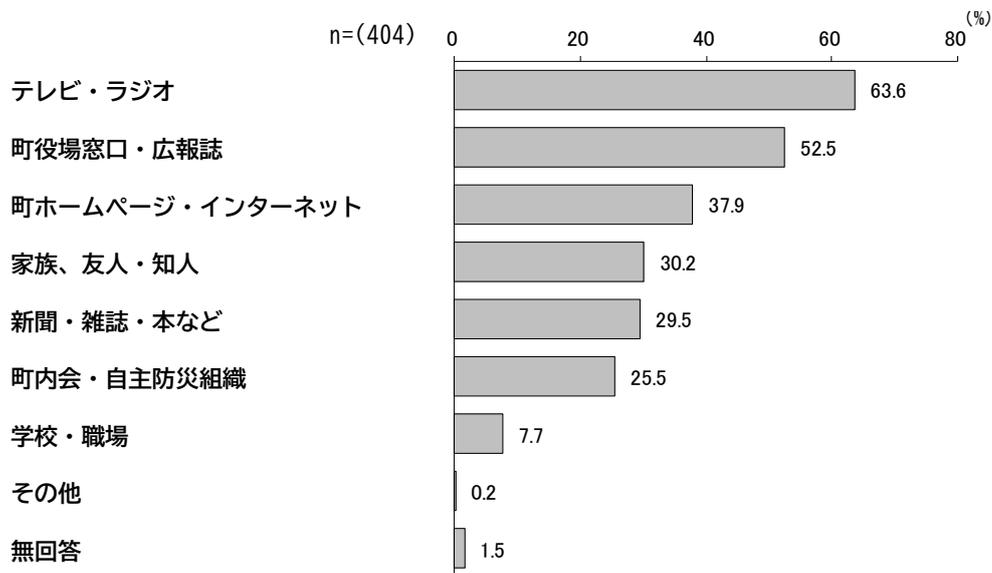
問 46 あなたは地域の防災訓練（避難訓練）に参加していますか。（単一回答）



■ 防災情報の入手先

防災情報の入手先は、「テレビ・ラジオ」が63.6%と最も多く、次いで「町役場窓口・広報誌（52.5%）」、「町ホームページ・インターネット（37.9%）」となっています。

問 48 あなたは「防災」に関する情報はどこから入手しますか。（複数選択可）



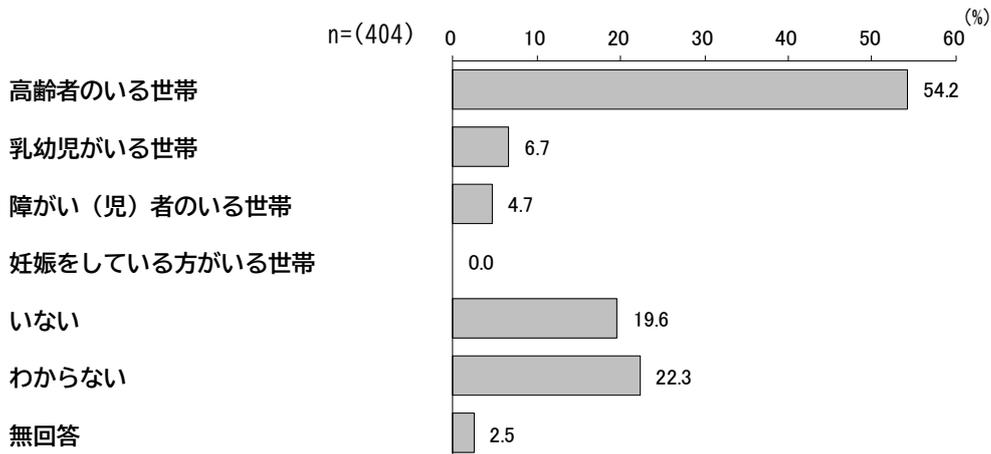
(イ) 災害時要支援者

■災害時要支援者の有無

災害時要支援者の有無は、「高齢者のいる世帯」が54.2%と最も多く、次いで「乳幼児がいる世帯（6.7%）」、「障がい（児）者のいる世帯（4.7%）」となっています。

なお、「わからない」は22.3%、「いない」は19.6%となっています。

問 50 あなたの家の周りには、高齢者や障がい者、乳幼児がいる世帯など、災害時に支援を必要とする方は住んでいますか。（複数選択可）

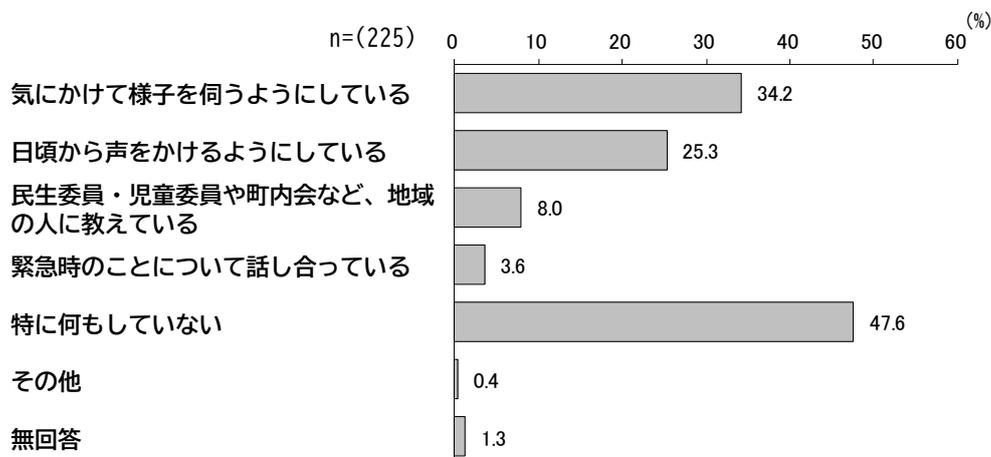


■要支援者世帯への行動

要支援者世帯への行動は、「気にかけて様子を伺うようにしている」が34.2%と最も多く、次いで「日頃から声をかけるようにしている（25.3%）」、「民生委員・児童委員や町内会など、地域の人に教えている（8.0%）」となっています。

なお、「特に何もしていない」は47.6%となっています。

問 50-① （問 50 で高齢者など災害時要支援者が近所にいる方に）対象となる世帯に対して、あなたは何か行動されていますか。（複数選択可）



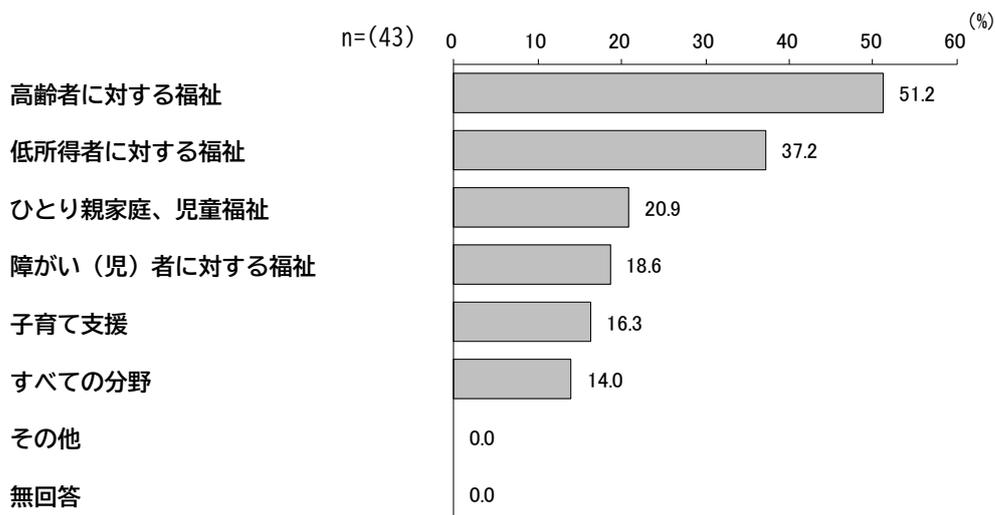
◎ 福祉サービスについて

(ア) 充実していないと思われる福祉分野

■ 充実していないと思う福祉分野

充実していないと思う福祉分野は、「高齢者に対する福祉」が51.2%と最も多く、次いで「低所得者に対する福祉（37.2%）」、「ひとり親家庭、児童福祉（20.9%）」となっています。

問 51-① (“充実していない”と思う方に) どの分野が充実していないと思いますか。(複数選択可)

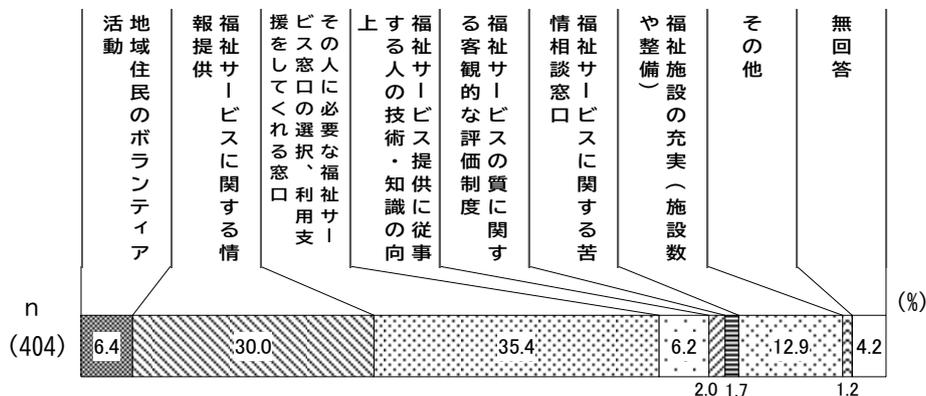


(イ) 福祉サービスの利用と充実に向けて

■ 適切に福祉サービスが利用できるよう優先すべきこと

適切に福祉サービスが利用できるよう優先すべきことは、「その人に必要な福祉サービス窓口の選択、利用支援をしてくれる窓口」が35.4%と最も多く、次いで「福祉サービスに関する情報提供（30.0%）」、「福祉施設の充実（施設数や整備）（12.9%）」となっています。

問 57 援助を必要とする方が、適切に福祉サービスを利用できるようにするために、何を優先させるべきだと思いますか。(単一回答)



■福祉サービス充実のための町民と行政の関係性

福祉サービス充実のための町民と行政の関係性は、「行政と町民が協力しあって、ともに取り組むべきである」が50.5%と最も多く、次いで「家族、地域の助け合いを基本としながら、足りない部分を行政が支援すべきである(26.5%)」、「行政の福祉サービスが届かない部分については、町民が協力すべきである(12.1%)」となっています。

問 58 福祉サービスを充実させていくうえで、行政と町民の関係はどうあるべきと思いますか。(単一回答)



8 地域福祉課題の整理

町の現況やアンケート調査結果などから、本計画を策定するにあたり、地域福祉の課題を以下の通り整理しました。

◎包括的な支援体制の強化

少子化、高齢化、核家族化が進行している社会においては、個人や世帯が抱える生活課題を高齢者、障がい者、児童などの分野ごとに支援する体制では対応が困難になりつつあります。地域が抱える課題や福祉ニーズも複雑化・複合化しているため、行政と関係機関、地域住民の協働による包括的な支援を一体的に行っていく必要があります。

◎安全・安心な地域づくり

地域に暮らす誰もが住み慣れた地域で安全・安心に生活できることが望まれています。日常生活上での支援や見守り活動、防犯対策、災害に対する備え、公共施設等のバリアフリーなどを充実させていくことが必要です。

特に、災害時に自ら避難することが困難な高齢者や障がいのある人などについては、地域住民と関係者、関係機関との情報共有や避難支援対策など、地域ぐるみで防災力の強化を図ることが必要です。

◎地域福祉活動の支援

少子高齢化や社会の変化に伴い、支援が必要な人を支える担い手不足及び担い手自身の高齢化が懸念されています。地域の中で助け合い・支え合いを行う共助の活動を活性化していくことが必要です。町民、町内会・自治会、社会福祉協議会、民生児童委員、ボランティア団体、NPO法人、社会福祉法人、民間企業等の地域における多様な主体による地域活動を促進する体制づくりが必要です。

◎地域のつながりづくり

一昔前と比べ、地域の中での人のつながりが希薄化していると言われています。ライフスタイルや社会の変化により、ご近所付き合いはあいさつを交わす程度が多く、住民がお互いをよく知る機会が減っているため、日頃からお隣同士、ご近所で顔の見える関係をつくり、地域のつながりを構築しておくことが必要です。住民が自分の住んでいる地域に関心を持てるきっかけづくり、地域住民や団体同士が交流できる機会の創出、地域活動支援等が必要です。

◎福祉意識の醸成

地域福祉を推進していくためには、住民一人ひとりの福祉に対する正しい理解と認識が重要です。福祉に関する情報提供や意識啓発、福祉教育の充実等により、福祉意識の醸成を図り、地域での助け合い・支え合いや、福祉活動への参加につなげていくことが必要です。

◎情報提供手段の充実

地域福祉を充実していくためには、困りごとを相談できる身近な相談窓口、そして福祉サービスの情報や、地域で活動する各種団体、地域資源などについての情報を誰もが確実に入手できる環境が望まれます。情報発信の手段や伝え方の工夫により、様々な情報が必要とする人に的確に伝わっていくようにすることが必要です。

◎権利擁護支援の推進

高齢者人口の増加に伴い、権利擁護支援の需要が増加することが予想されています。認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない方が、地域で安心して生活していくため、権利擁護支援事業や成年後見制度の周知、普及を図り、制度を利用しやすい環境を整備することが必要です。

◎再犯防止の推進

全国的に犯罪件数は減少していますが、検挙人員に占める再犯者の割合である「再犯者率」は上昇傾向となっています。犯罪や非行をした人の中には、安定した仕事がない、貧困や病気、身寄りがないなどの問題を抱えている人も多く、そのような人が再び罪を犯すことなく、地域で安定した生活が送れるよう、更生保護や再犯防止への理解を促進するなど再犯防止に向けた取組が必要です。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本的視点

本町では、行政、社会福祉協議会、民生児童委員等が連携協力して、生活困窮者の相談・自立支援・生活扶助、総合福祉相談事業など、地域福祉、高齢福祉、児童福祉の推進に努めています。

近年は、超少子高齢化に伴い、本町においても世帯の高齢化が進んでおり、一世帯あたりの人数も減少しています。加えて、生活環境の変化や価値観の多様化、デジタル化の進展などにより地域における人と人とのつながりが希薄化し、担い手も少ない中、増大・多様化していく生活課題を公的な福祉・保健サービスのみで対応していくことには限界があります。また、現行の仕組みでは対応・解決が難しい課題もあります。

このような状況を打開するため、公的な福祉・保健サービスについては引き続き整備・充実を図っていくとともに、今後も増加が予想される地域の生活課題に対する「支え合い」を構築するため、地域の連携を強化し、各種団体及び関係者との情報共有を密にするなど、要支援者の支援ネットワーク強化に取り組んでいくことが重要です。

町民一人ひとりの自助努力（自助）と、地域や地域住民同士での「支え合い」（互助）を前提として、自助や共助では対応しきれない部分を公的福祉サービスによる公助で補完していくこと（公助）を基本として取り組んでいくことが必要となっています。

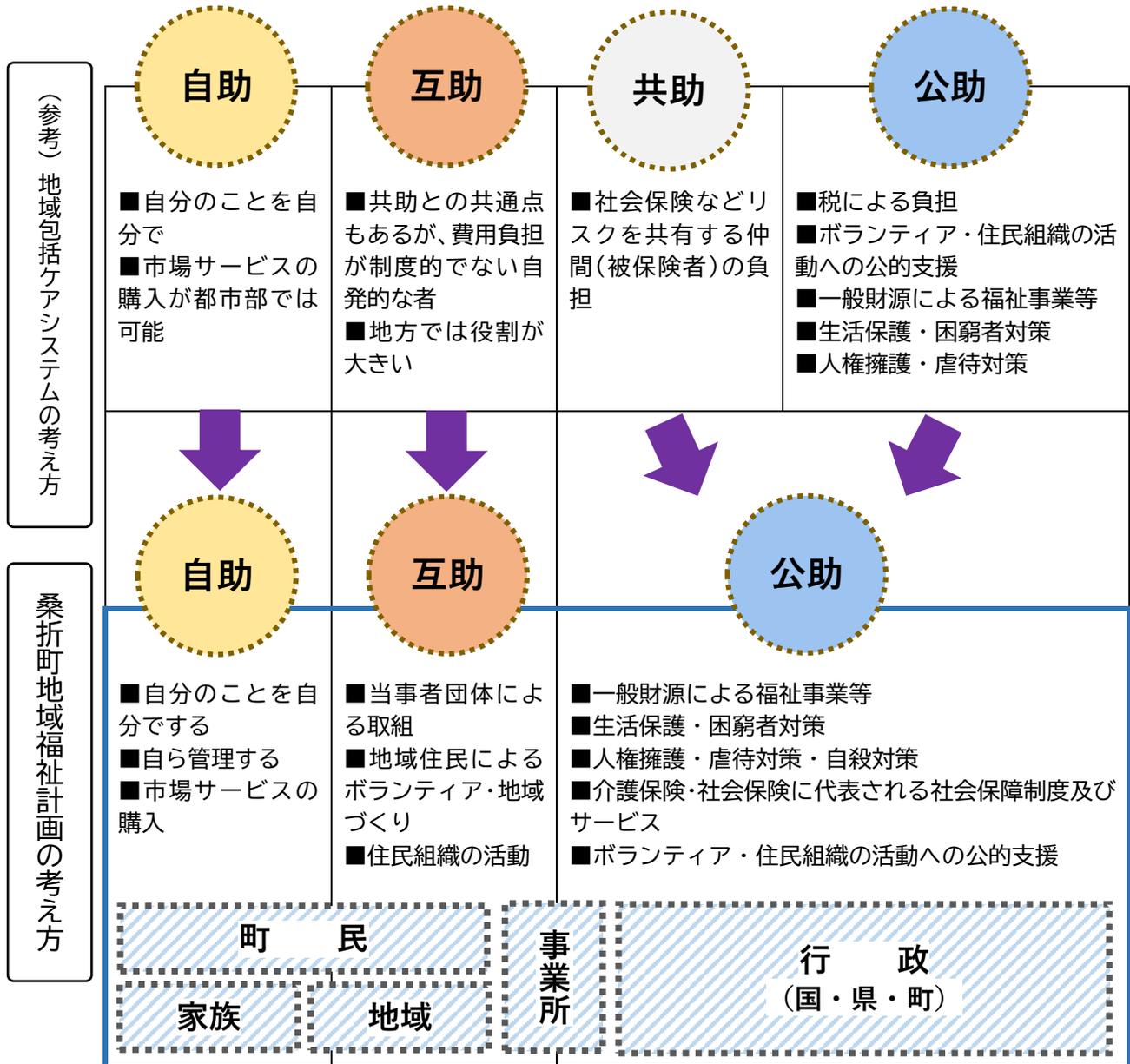
これらを踏まえ、本町における地域福祉の推進にあたっては、個人の考えや行動、家族の支え合いによって主体的に課題解決を図る「自助」、ご近所同士や地域で活動する団体同士の支え合い・助け合いで課題解決を図る「互助」、行政が提供するサービスや行政がなすべき支援による「公助」がそれぞれの役割を分担し、相互が連携して取り組んでいくことを基本的な視点とします。



■自助・互助・共助・公助の考え方について

【参考】厚生労働省：地域包括ケアシステムの5つの構成要素と「自助・互助・共助・公助」

平成25年3月の地域包括ケア報告書では、「自助・互助・共助・公助」の概念を以下のように捉えており、費用負担の点からは、「公助」は税による負担、「共助」は社会保険などのリスクを共有する仲間（被保険者）の負担、「互助」は共助との共通点もあるが費用負担が制度的でない自発的なもの、「自助」は自分のことを自分ですするという考え方を示しています。



(参考) 社会保障制度改革推進法 [平成24年8月22日公布] の(基本的な考え方) [抜粋]
 第2条 社会保障制度改革は、次に掲げる事項を基本として行われるものとする。
 一 自助、公助及び公助が最も適切に組み合わせられるよう留意しつつ、国民が自立した生活を営むことができるよう、家族相互及び国民相互の助け合いの仕組みを通じてその実現を支援していくこと。

2 基本理念

桑折町地域福祉計画（第一期）では、基本理念を「みんなとつながり みんなで支え合う 安心のまち 桑折」と定め、福祉のまちづくりを進めてきました。

本計画の上位計画である桑折町総合計画「献上桃の郷こおり 未来躍動プラン」（令和3年9月策定）では、「みんなが幸せを実感できる 元気なまち こおり」を町の将来像として掲げ、活力や元気があふれる輝かしい未来に向けたまちづくりを進めているところです。

また、桑折町総合計画における、本計画に関連する分野の“町が目指す姿”をみると、「安心」がキーワードとなっており、桑折町に暮らす住民が住み慣れた地域で安心して生活できるまちづくりを推進しています。

総合計画における「町が目指す姿」（分野別）

・地域福祉と障がい者福祉分野

「地域支援ネットワークを強化し、みんながつながり、みんなで支えあう安心のまち」

・高齢者福祉分野

「高齢者が元気で、住み慣れた地域で最後まで安全・安心にくらせるまち」

・子育て分野

「安心して、妊娠、出産、子育てができ、必要な支援が受けられ、親子がいきいきと生活し、子どもの笑顔が輝くまち」

本町の地域福祉計画におけるこれまでの考え方や総合計画の方向性等を踏まえ、桑折町第二次地域福祉計画では、桑折町地域福祉計画（第一期）の基本理念である「みんなとつながり みんなで支え合う 安心のまち 桑折」を引き続き基本理念と定めます。

<基本理念>

「みんなとつながり みんなで支え合う 安心のまち 桑折」

3 基本目標

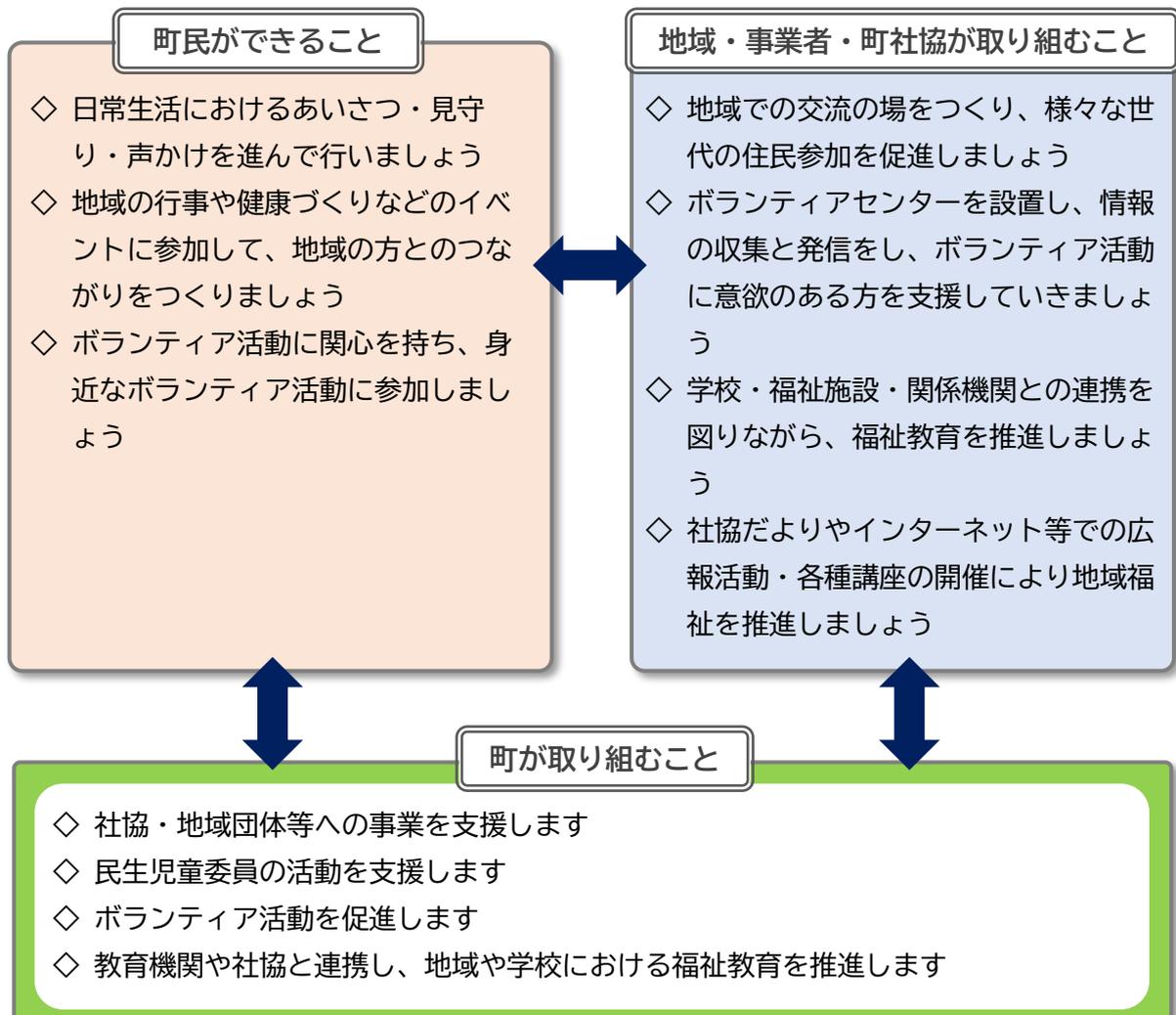
「みんなとつながり みんなで支え合う 安心のまち 桑折」の推進に向け、以下の3つの基本目標を設定し、桑折町の地域福祉活動の諸施策を展開します。

目標1 自分や家族が暮らしたい地域づくりへの主体的参加

地域福祉の推進を担うのは地域に暮らす町民です。自分や家族が暮らす地域をどのようにしていきたいのか、町民の地域づくりへの主体的な参加が不可欠です。

地域が抱える多種多様な課題を地域住民が「我が事」と捉え、解決に向けて主体的に取り組んでいくことができるよう、引き続き人権教育や福祉教育などによる福祉のこころづくりを進めるとともに、町民が日常的に協力し、お互いを支え合う活動ができるよう、人材・組織・情報・施設などの地域資源を有効に活用したネットワーク形成や相互交流等に向けた取組を推進していきます。

～町民・地域・行政の役割～



目標2 地域で困っている課題の解決に向けた支援

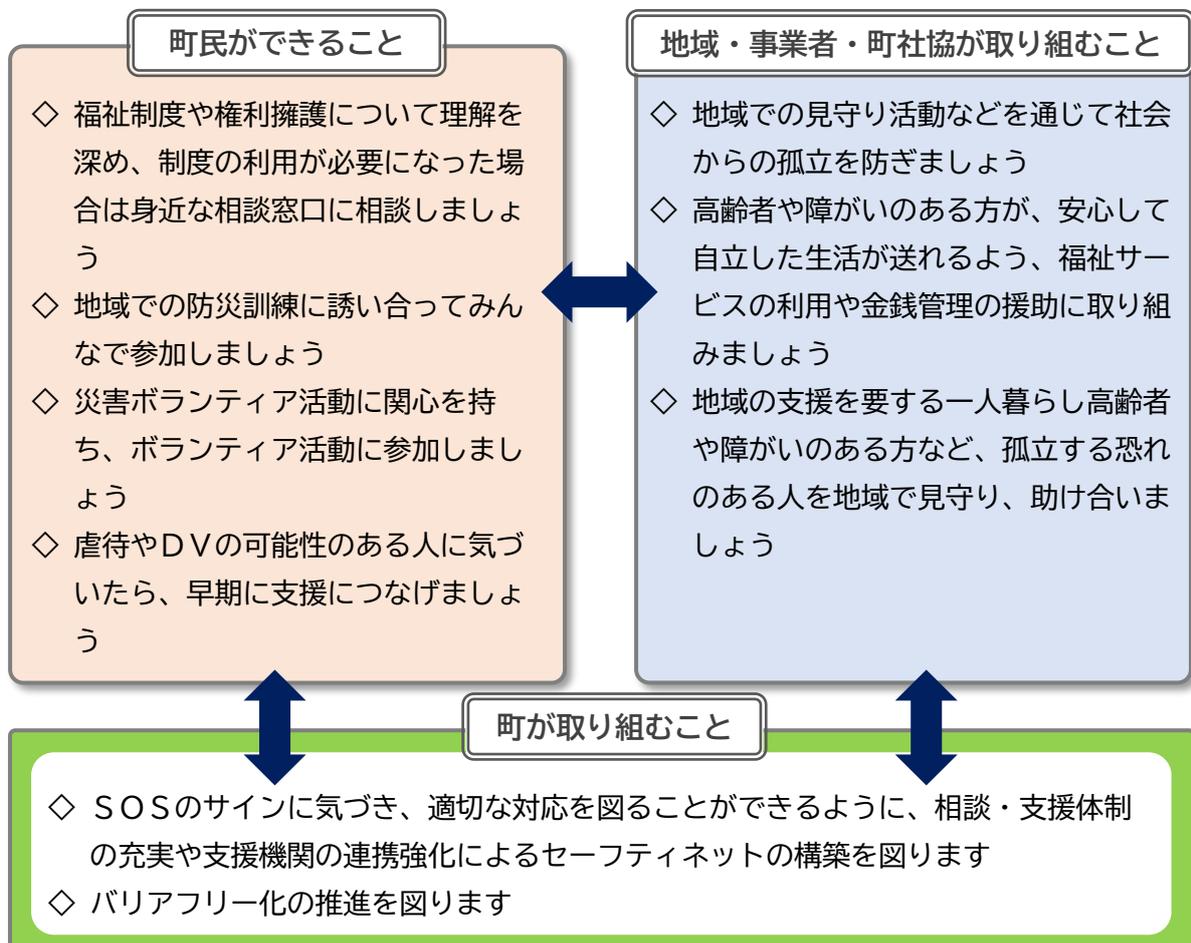
地域全体で支え育てる福祉社会を実現するためには、町民一人ひとりがお互いの権利を尊重し、多様性を認め合っていくことが重要です。本人の選択により権利擁護サービスを利用でき、誰もが権利を侵害されず、尊厳を持って生活できるよう支援を行っていきます。

また、対象者別計画には含まれない生活困窮者等の支援や自殺対策を含め、社会的弱者のサポート体制を構築し支援していきます。

さらに、地域に暮らすみんながつながり、安心して暮らせる桑折町となるよう、町づくりにはバリアフリー化とユニバーサルデザインの視点を取り入れ、高齢者や障がい者だけでなく、誰もが生活しやすい生活環境や居住環境に向けた整備を進めていきます。

なお、近年は大規模地震や大型台風等の自然災害が多発しており、町民の関心も一層高まっていることから、避難行動要支援者の現状に即した、実践的な地域防災体制づくりを進めていきます。

～町民・地域・行政の役割～

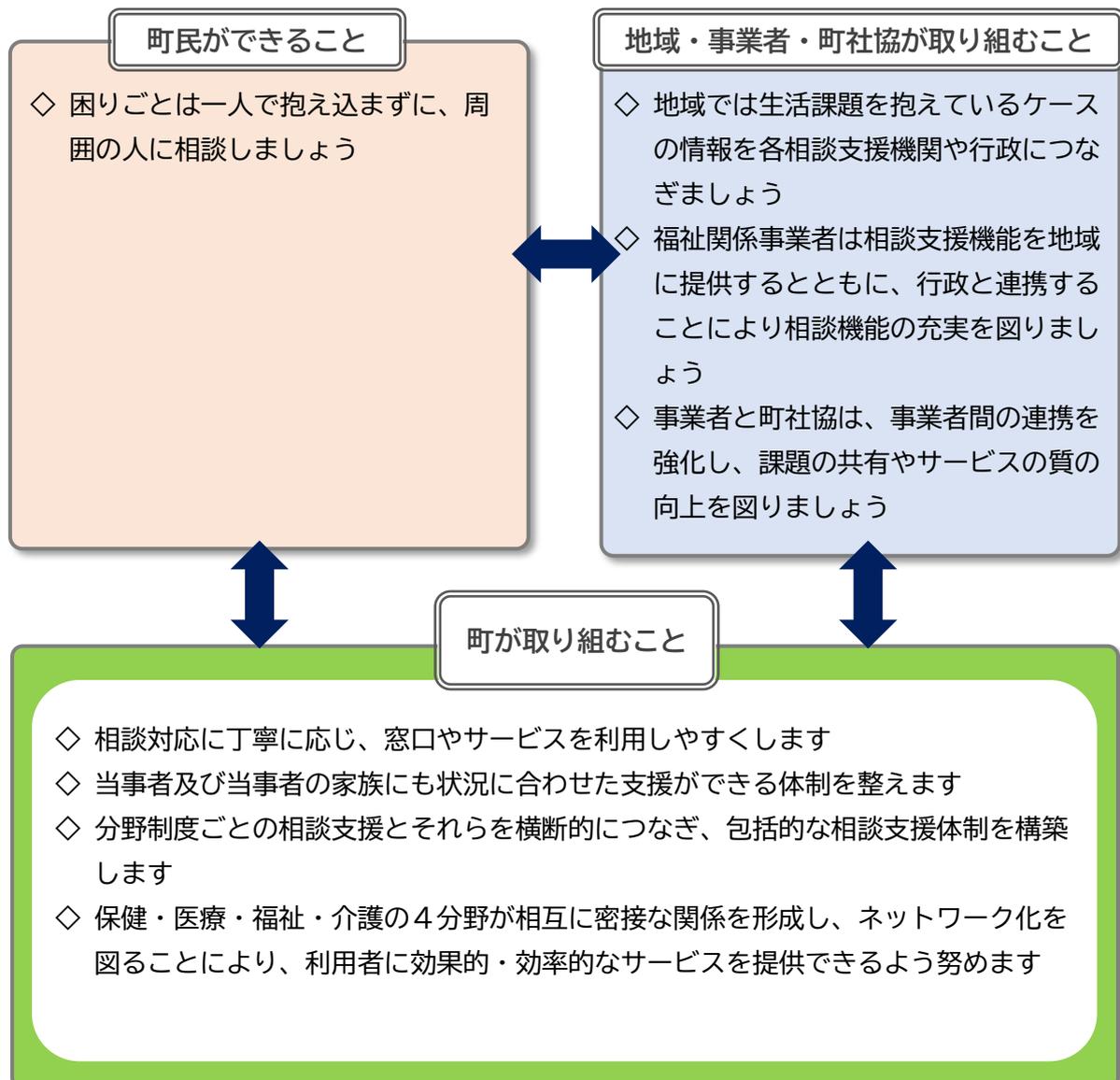


目標3 身近な相談と情報提供から始まるケアマネジメントの充実

インターネットの普及やIT技術の急速な進歩により、あらゆる情報の入手が手軽にできるようになっています。提供される情報内容の正確さやわかりやすさ、デジタルデバイスによる情報格差の解消などは、サービスを利用しようとする人にとって重要な要素となっています。

サービスを必要としている人が自分に合ったサービスを利用しながら自立した暮らしを営めるよう、相談窓口等での対応の充実や的確な情報提供に努めるとともに、包括的なケアマネジメントと必要な支援を行い、全ての人が、自分らしく自立して安心して生活できるよう支援していきます。

～町民・地域・行政の役割～



4 施策体系

第二次桑折町地域福祉計画の施策体系は、前回計画の基本理念と体系を引き継ぎ、以下の通りとします。

【施策体系】

<基本理念>

みんなとつながり みんなで支え合う 安心のまち 桑折

目標1 自分や家族が暮らし たい地域づくりへの 主体的参加

- | | |
|--------------|---|
| 1 できることを実践する | (1)地域福祉ネットワークづくり
(2)地区活動・団体活動の促進
(3)ボランティア活動の促進
(4)健康づくり活動の推進
(5)世代間交流の推進 |
| 2 福祉のこころづくり | (1)人権教育の推進
(2)心の教育と福祉教育の推進 |

目標2 地域で困っている 課題の解決に向けた 支援

- | | |
|---------------------|--|
| 1 権利擁護の推進 | (1)権利擁護事業の普及促進
(2)苦情解決事業の充実
(3)成年後見制度の利用促進
※第5章 成年後見制度利用促進計画 (P60) を参照 |
| 2 要支援者へのサポート | (1)社会的孤立者対策の推進
(2)虐待や暴力を防止する対策の推進
(3)潜在的な要支援者の把握の推進
(4)自殺対策の推進
(5)再犯防止の推進
※第6章 再犯防止推進計画 (P66) を参照 |
| 3 安心して暮らせる
環境づくり | (1)公益的施設等のバリアフリーの
推進と安全性の確保
(2)地域の防災・防犯体制の充実 |

目標3 身近な相談と情報 提供から始まるケア マネジメントの充実

- | | |
|----------------------|--|
| 1 相談対応の充実・
情報提供 | (1)情報提供の充実
(2)地域情報を集める環境づくり
(3)相談対応の充実 |
| 2 保健・医療・福祉・
介護の連携 | (1)ケアマネジメントの充実
(2)保健・医療・福祉の連携調整 |

第4章 施策の展開

目標1 自分や家族が暮らしたい地域づくりへの主体的参加

1 できることを実践する

地域生活においては高齢者の見守りや子育て支援といった相互扶助の機能が必要ですが、高齢者や核家族、共働き世帯の増加等の影響により、本町においても家庭における介護力や育児力が低下している傾向にあります。公的サービスだけでは担えない様々な生活課題に対し、地域住民がひとつになって課題解決に向けて自分たちができることに取り組んでいけるよう、地域住民同士の交流を促進しながら、地域の支え合いの機能強化を進めていく必要があります。

町民アンケートによると、安心して暮らせる町の実現のため町民が取り組むべきことに関する設問に対しては、「町民相互の日常的な対話や交流を広げる」が最も多く46.8%でした。次いで「身近な地域で町民のくらしや、健康・安全・防災などの問題に取り組む（43.3%）」となっており、対話や交流をきっかけに町民同士のつながりをつくり、その上で身近な地域の課題解決へと共に歩みを進めていくことが、安心して暮らせる町の実現のための確実なステップであると考えます。地域活動への参加については、「ある程度参加している（36.6%）」と「よく参加している（15.3%）」と合わせた“参加している”は51.9%と、町民の半数が参加している状況です。今後の地域活動への参加意向については「内容によっては参加したい」が43.8%と最も多く、「ぜひ参加したい」と「誘いや依頼があれば参加する」も合わせた“参加したい（する）”は65.4%と6割の人が参加意向を示す結果となっています。

また、さらに今後も高齢者人口や長寿の高齢者の増加が見込まれることから、介護を必要としない「健康寿命」を延伸するための自助努力が、国を挙げて求められています。個人や地域で行う健康づくりや支え合い活動の推進を図ることが一層必要となっています。

地域福祉の推進及び町民の健康づくりを一人ひとりが自らの課題と捉え、積極的な関わりを持てるよう各種の取組を進めていくとともに、社会福祉協議会等の関係機関と引き続き連携を取りながら、各種団体やボランティア、NPO法人による町民参加の活動を推進していきます。

(1) 地域福祉ネットワークづくり

身近な地域で、町民が安心して自立した生活ができるよう、地域福祉のネットワークづくりを進めます。

●地域福祉を推進する主な取組

No.	取組名	取組の内容
1	総合福祉ネットワークの形成	・児童や障がい者、高齢者等の虐待及び関連福祉施策等について、早期発見や解決のための適切な支援に向けて関係者が情報交換やケース検討等を行います。
2	児童健全育成のためのネットワークの充実と拡大	・青少年にとって有害な情報の排除や健全育成に向けて、各青少年関係機関・団体との連携を強化します。
3	子育て支援に関するネットワークづくりの推進	・保育所や公民館等における子育て支援サークル活動等の情報の収集・提供に努めるとともに、子育てサークル相互の交流を促進し、ネットワークの形成を図ります。
4	福祉活動拠点の拡充	・地域活動を展開する上で公共施設は大きな役割を果たすため、公民館等を、地域福祉活動を行う際の話し合いや、活動の拠点となるように推進します。
5	会館や集会所等の活用	・各地域の会館や集会所等が中心となり地域のネットワークづくりを進めます。
6	専門職員の育成・充実	・多様化・高度化する福祉ニーズに適切に対応するため、専門職員の育成及び確保に努めます。 ・地域福祉を推進するうえで広く町民を支援していく役割を担えるように、福祉・保険・医療関係専門職員の研修への参加を促進します。
7	地域のリーダーの育成の推進	・各機関・団体・組織（行政区・社協・集会所）等が中心となり地域福祉・地域づくり活動を推進する地域リーダー（ファシリテーター）の育成を図れるよう努めます。
8	民生児童委員との連携強化	・民生児童委員に対する研修の充実を図るとともに委員活動の基盤となる町民生委員協議会との連携を図ります。
9	生活支援コーディネーターの配置	・生活支援コーディネーター（SC）を配置し、令和6年9月に発足した協議体（こおり「ささえあい隊」）において生活支援サービスの体制を整備します。



(2) 地区活動・団体活動の促進

町民一人ひとりが様々な機会や活動を通じて交流し、つながりを広げられるよう、地区活動・団体活動を促進します。

●地域福祉を推進する主な取組

No.	取組名	取組の内容
1	啓発活動の推進	・多くの地域住民が身近な地域の問題に気づき、解決に向けて活動するきっかけとなるように、広報やイベント等を通じて、啓発活動を展開します。
2	新しい支えあい活動の研究	・町民相互の支えあい活動の活性化のための手法について研究を進めます。
3	地域の問題・課題の洗い出し	・地域の問題・課題を洗い出すため、調査・点検や地域住民を交えた懇談会等を開催します。
4	町と町民との協働型事業運営の推進	・町主催事業の企画・運営や公共施設の管理・運営に町民の参画を検討していくなど、行政と町民の協働による取組を目指します。
5	参加交流活動の促進	・福祉イベントや、運動会等のスポーツレクリエーション活動などを通じて、支援を必要とする方々の社会参加と交流活動を促進します。
6	子どもたちの社会参加の促進	・家庭、地域、学校の一層の連携により、地域住民による郷土の伝統文化の継承や自然体験学習、スポーツ少年団などの活動の振興を図ります。
7	地区活動の促進	・地区等の身近な地域での見守りネットワークの構築等により、町民自らが地域の課題を発見し、解決できる地域づくりを促進します。
8	町社会福祉協議会との連携	・地域福祉の推進を支援するための施策や事業の企画・立案、実施にあたって、より実効性のある施策や事業とするため、町社会福祉協議会と一層密接な連携を図ります。
9	地域福祉団体との連携	・ボランティアグループ、サークル等の町民主体の団体・組織と連携を図りながら、町民参加を促進する仕組みづくりを検討し、工夫していきます。
10	当事者組織の活動支援	・子育てサークルや障がい者団体をはじめとする当事者組織の活動を支援していくため、活動の場の確保や情報提供及び相談などの支援を行います。
11	各団体の活動支援	・老人クラブ、障がい者団体等の各種団体の自主的な活動が継続できるよう支援に努めます。
12	見守り活動・助け合い活動の推進	・あいさつや声かけ、世代間交流などを通じて、日常の暮らしの中で見守り活動や助け合い活動につなげていきます。 ・町主催事業の企画・運営や公共施設の管理・運営に町民の参画を検討していくなど、行政と町民との協働による取組を目指します。
13	協議体の設立及び取組推進	・「地域包括ケアシステム」の深化の一環として、自発的に参加した町民で構成される協議体（こおり「ささえあい隊」）が令和6年9月27日に発足しました。生活支援コーディネーターがサポートに入りながら、住民主体の支え合い活動を促進していきます。

No.	取組名	取組の内容
14	チームオレンジの設立	・認知症サポーターがチームを組み、認知症の人や家族に対する生活面の支援等を行うチームオレンジを設立し、チームメンバーの活動を促進していきます。



見守り訓練



協議体

(3) ボランティア活動の促進

地域福祉の担い手を確保し、長期的に活動していくことができるよう、ボランティア活動を促進します。

●地域福祉を推進する主な取組

No.	取組名	取組の内容
1	ボランティア活動推進体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・町社会福祉協議会を中心として、ボランティア活動の普及啓発、人材の育成、情報の提供等、町民がいつでも気軽にボランティア活動を始められる体制の整備に努めます。 ・ボランティア活動への幅広い年齢層の参加を促進するため、各種ボランティア講座（認知症サポーター養成講座等）がより参加しやすいものとなるように検討します。
2	ボランティアと町との協働体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・長期的に活動を継続していけるように、場所や情報の提供、財政面の支援、研修機会の提供、ボランティアに対する感謝の意を伝えるなど、ボランティア活動を支援していきます。
3	ボランティア活動への参加の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアへの参加について情報を提供し、参加する機会の創出を図ります。
4	ボランティアの活躍の場の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・各種ボランティア講座の修了者がボランティア活動に参加しやすい環境を整備するとともに、定年退職者や子育て・介護経験のある人の知識や経験を活用するシステムを検討します。 ・ボランティアとして活動したい人とボランティアを求めている人をつなぎ、活動しやすい環境を整えるなど、ボランティア活動が円滑に展開されるような組織づくりに努めます。
5	ボランティア団体の横の連携	<ul style="list-style-type: none"> ・町社会福祉協議会のボランティアセンターで、ボランティアに関する相談、総合調整・情報提供をしながら、ボランティア活動の推進を図ります。 ・既存のボランティアグループの活動が活性化するよう支援に努めます。
6	NPO 法人の育成支援	<ul style="list-style-type: none"> ・NPO 法人の立ち上げの支援及び活動の促進を図ります。
7	多様な福祉人材の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・男性や若い世代のボランティア活動への参加を積極的に呼びかけ、多くの町民のボランティア活動への参加を推進します。
8	一般企業等のボランティア活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の見守りや高齢者・障がい者の生活を支えるため、郵便局や農協、商店等で行われている見守りや声かけの継続とともに、多くの職場等で取組ができるよう啓発を進めます。

(4) 健康づくり活動の推進

町民が健康で毎日いきいきと過ごせるよう、健康づくり活動を促進します。

●地域福祉を推進する主な取組

No.	取組名	取組の内容
1	町民が主体の健康づくりの推進	・地区等で地域の住民が主体となって「ふれあいいきいきサロン」など小地域の活動を支援するほか、「桑折町いきいき百歳体操」の普及による介護予防の推進を図ります。
2	集会所単位での健康づくり活動の推進	・集会所を拠点とした身近な場所で開催しているサロンやいきいき百歳体操などの際に、生活習慣病予防のため専門職による健康教育を実施し、健康づくりを推進します。
3	基本的な生活習慣の推進	・生活習慣の基本は家庭にあるため、まずは家庭で取り組むことができるようなテーマを決め、関係各課・公民館・社会福祉協議会等が連携して生活習慣の推進を図ります。
4	「こおり健康楽会」の取り組みの推進	・町民の健康寿命の延伸に向けた健康づくり推進を目的として、医・学・産・民・官が一体となったコンソーシアム「こおり健康楽会」を令和2年度に設立しました。 ・様々な健康イベントが体験できる「こおりヘルスアップDAY」の開催や、町が行っている健康事業に参加することで地元特産品と交換できる「こおり健康ポイント事業」の展開など、住民が主体的に健康づくりに取り組める各種事業を進めていきます。
5	「ヘルスアップタウン こおり宣言」	・令和4年度に町の健康宣言として「ヘルスアップタウン こおり宣言」が町議会で可決されました。 ・宣言に基づき健康事業を進め、町民の健康増進を図ります。

(5) 世代間交流の推進

福祉のこころを育み、地域がお互いに助け合っていくことができるよう、世代間交流を推進します。

●地域福祉を推進する主な取組

No.	取組名	取組の内容
1	ふれあいいきいきサロンの推進	・町社会福祉協議会及び地区が中心となり小地域での世代間交流が促進できるよう支援します。
2	認知症ケア向上推進事業 認知症カフェ	・認知症カフェ「オレンジカフェ もんも」を開催し、認知症の人やその家族が、地域の人や専門家と情報共有や相談ができる場所として、充実を図ります。
3	家族介護交流事業	・介護の方法について説明し、理解を深めてもらうと同時に、介護者同士の交流や介護者のリフレッシュを図れるよう、家族介護者交流事業を実施します。
4	ふれあいサービス事業	・障がいのある方やその家族が、交流や心身のリフレッシュを図れるよう、レクリエーション活動を展開します。

2 福祉のこころづくり

町民が自主的・自発的に地域福祉活動を進めていくためには、地域福祉に関する町民の意識の醸成や、正しい知識の理解・体験等が必要です。

本町では、町民が福祉に対する関心を持ち、福祉活動に積極的に参加するよう、学校教育や社会教育、イベント・行事などを通じて福祉教育や啓発活動を推進しています。

地域に暮らす高齢者や障がい者、子育て家庭など、支援を必要としている人について町民がより理解を深め、福祉のこころを育むとともに、身近な地域に内在する課題に気づき、問題解決に向けて自ら行動していけるよう、地域、学校、家庭、事業所など、あらゆる場面や機会を通じて福祉意識の醸成を図っていきます。

(1) 人権教育の推進

町民一人ひとりがお互いの人権を尊重し、差別や偏見がなく共に生きる社会を実現できるよう、人権教育を推進します。

●地域福祉を推進する主な取組

No.	取組名	取組の内容
1	人権に関する行事の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・「人権週間」「障がい者の日／障がい者週間」等において、町民の人権に対する理解と認識が深まるように行事等を開催します。 ・適切な支援につながるよう、人権擁護委員の活動を支援します。
2	連携の取れた人権教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・人を尊重する心を育むために、各関係機関が連携の取れた人権教育が推進できるよう努めます。 ・各学校でふるさと教育、ボランティア学習を通して心の育成と一人ひとりを大切に学習活動の実践を促進します。 ・人権問題に対する理解を深める学習の推進、人権週間における人権意識の高揚を学校・家庭・地域・職域等と連携して推進します。
3	ノーマライゼーションの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ノーマライゼーションの理念を推進し、お互いの生き方や人権を尊重できる、差別や偏見のない「共に生きる」社会の実現を目指します。

(2) 心の教育と福祉教育の推進

お互いを思いやる心の教育と、福祉に対する認識や理解を深め、町民が相互に助け合っていくことができるよう、福祉教育を推進します。

●地域福祉を推進する主な取組

No.	取組名	取組の内容
1	地域が行う心の教育の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・地区等で、子どもたちや高齢者などの世代間交流を通し心の育成を図れるように支援します。

No.	取組名	取組の内容
2	多様な情報媒体を活用した福祉情報等の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町民が人権や福祉に対する認識と理解を深めていけるように、広報等の情報媒体の活用を図ります。
3	連携の取れた福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉に関連する会議等では地域福祉に係る情報提供を積極的に行い、各関係機関で連携の取れた福祉教育の推進を支援します。 ・ 地域福祉の推進に積極的に参加をする機会を確保し、町民が地域の実情を知り、福祉ニーズを解決するため、関係機関や地域・団体等とともに活動を推進します。
4	イベントや講演会等の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他者を思いやり気遣う心が育まれるように、敬老記念事業や、伝統行事などを通じて、高齢者や子ども、障がい者等と直接触れ合う機会の充実を図ります。 ・ 福祉関連施設の見学会などを開催し、福祉に対する理解を深めていきます。 ・ 町民の福祉意識の高揚を図るため、イベントや講演会等の開催及び町民の参加促進を図ります。 ・ 認知症サポーター養成講座をはじめとして、町民や事業所に向けた各種講座を開催します。 ・ 町民の福祉意識の醸成を図るため、アルツハイマー月間や、障がい者週間、老人週間、児童福祉週間などの福祉週間中に、関係機関や地域、団体等で理解を深める活動を進めます。
5	家庭教育における人権・福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人権意識や福祉意識は家庭環境の影響が大きいことを保護者が認識し、保護者自身が日常生活を通じて身をもって子どもに示していくように啓発します。
6	生涯学習課・公民館等が行う福祉教育の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者教室や世代間交流の学習を通じた社会参加や地域内のコミュニケーションを図るなど、生きがいづくりを支援します。 ・ 健康増進に関する事業を協働により開催することで、心身の健康増進の普及を図ります。 ・ 食に関する知識や意識を高めるため、「公民館講座」や「まちづくり出前講座」などの事業を通じて食育の啓発を推進します。
7	社会福祉協議会が行う福祉教育の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学童・生徒を対象にした「福祉教育事業」やサマーショートボランティアスクール、福祉講座（疑似体験）を支援します。 ・ 地域の高齢者との交流を通して文化の伝承や地域の理解の促進を支援します。 ・ 福祉体験教室（疑似体験等）を支援します。 ・ 地区や社協等が福祉活動・教育を推進できるよう支援します。 ・ 地域で介護予防が推進できる環境づくりを推進します。
8	町職員の福祉意識の自己啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自治体職員として、日頃から福祉に対する認識や理解を深め、県、国、関係機関と連携しながら人権侵害や福祉問題への対応の強化を図ります。
9	町内事業所、団体等の福祉意識の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町内の事業所や団体等が、福祉に対する認識や人権等への理解を深められるよう、情報提供や講座開催などにより、福祉意識の啓発を図ります。

目標2 地域で困っている課題の解決に向けた支援

1 権利擁護の推進

認知症等で判断能力が十分でなくなった高齢者が安心して地域で生活できるよう、本町では町社会福祉協議会が主体となって、日常生活自立支援事業（あんしんサポート）を実施しています。「日常的金銭管理サービス」、「書類等（証書・通帳等）預かりサービス」、「福祉サービスの利用援助（サービス申し込みや利用料支払い等）」が主なサービス内容となっており、本人に自己決定力がある段階で、将来への備えとして、利用普及に努めています。

成年後見制度については、高齢社会の進展に伴い認知症の高齢者が増加し、高齢者が安心して社会生活を送れるようにするための制度が求められたことや、知的障がいや精神障がいのある人の福祉を充実する観点から利用しやすい成年後見制度を求める声が上がリ、平成12年4月の介護保険制度の導入時に現行の成年後見制度が創設されたという経緯があります。

町の現状をみると、成年後見制度へ対する理解や周知不足もあり、制度利用は進んでいない状況です。

町民アンケートによると、成年後見制度の利用希望については「利用したくない」が最も多く65.1%でした。また、成年後見制度を利用したくない理由は「自分で金銭管理ができるから」が47.1%で最も多く、次いで「制度のことが分からないから(43.3%)」と続いています。

高齢者だけではなく、障がいのある人の親亡き後の支援も課題であり、将来への備えとして、成年後見制度の内容の周知、相談先の整備や周知に関する取組を進めていく必要があります。

今後も引き続き、日常生活自立支援事業（あんしんサポート）、成年後見制度の利用促進に向けた取組を進めるとともに、関係機関等との連携を強化し、権利擁護事業の普及促進と苦情解決事業の充実を図っていきます。



認知症カフェ

(1) 権利擁護事業の普及促進

権利擁護支援を必要とする人が、適切にサービスを受けられるよう、制度の周知と利用促進を図ります。

●地域福祉を推進する主な取組

No.	取組名	取組の内容
1	民生児童委員による情報提供	・民生児童委員が地域住民の生活実態を把握し要配慮者の自立の支援のために身近な相談役として各種情報の提供に努めます。
2	成年後見制度利用支援事業・成年後見制度啓発事業の普及・促進	・成年後見制度の普及・促進のため、中核機関を整備し、体制を整えます。 ・判断能力が不十分な人の財産管理や身上監護について、成年後見人等が支援します。 ・成年後見制度の普及、利用の促進を図ります。
3	日常生活自立支援事業（あんしんサポート）の普及・促進	・判断能力が不十分となった人に対して、意思表示の援助や代弁、日常的な金銭管理等の援助を行うとともに情報提供に努め、利用の促進を図ります。

(2) 苦情解決事業の充実

町民が困りごとを解決し、安心して地域生活を続けていけるよう、苦情解決事業の充実を図ります。

●地域福祉を推進する主な取組

No.	取組名	取組の内容
1	介護の相談事業の実施	・地域包括支援センターは高齢者・障がい者等の相談窓口として、在宅生活で困りごとや不安、健康上の問題など様々な相談を気軽にできるよう、相談窓口を広く周知し、電話相談や訪問を行います。さらに町や地域包括支援センター、関係機関と連携し、安心した地域での生活が継続できるよう支援していきます。
2	サービス事業者が行う苦情解決	・介護・福祉サービス提供事業者が、利用者等の苦情に対して相談窓口を設置し、苦情や不満の解決を図るよう支援します。 ・第三者評価による情報の公開を図ります。

(3) 成年後見制度の利用促進

※第5章 成年後見制度利用促進計画（P60）を参照



2 要支援者へのサポート

誰もが自分らしい生活を送る権利を保障され、必要な支援を受けられる環境を充実させることは、地域福祉における重要項目です。

全国的に増加傾向にある高齢者虐待や児童虐待のほか、ひきこもり等により必要なサービスに結び付きにくい処遇困難と言われるケースについては、それぞれの家庭内の家族関係、失業などの経済的な問題、介護負担が要因となっているケースなど、重層的な問題を抱えていることが想定されます。高齢者や障がい者、児童の権利擁護と自立支援の観点から、相談や早期発見により問題解決を図るための体制整備、家族に対する支援の充実が必要です。

本町では、地域の潜在的な暴力や虐待の早期発見については、民生児童委員のほか各関係機関が連携した地域ネットワークにより対応を行っているほか、高齢者、児童及び女性に対する暴力・虐待については、虐待防止法やDV防止法、障害者虐待防止法、障がい者差別解消法の施行により、これらの制度の理解促進のための啓発活動を行っています。

町民アンケートによると、福祉サービスについて充実していないと思う分野に関する設問に対しては「高齢者に対する福祉」が最も多く 51.2%でした。次いで「低所得者に対する福祉」が 37.2%、「ひとり親家庭、児童福祉」が 20.9%と続いています。また、犯罪を犯した人等の再犯防止のため必要なことについては「住む場所と仕事を確保し、安定した生活ができるようにする」が 65.1%と最も多く、犯罪を行った人が地域に戻り、地域社会の一員として円滑に復帰できるよう、必要な支援を推進していく必要があります。

地域における要支援者の支援については、関係機関や人的ネットワークを活用した情報収集とニーズの把握により、専門的な支援につなげるとともに、地域住民の理解と協力を仰ぎながら、課題解決に向けた継続的な支援を推進していきます。



(1) 社会的孤立者対策の推進

支援が必要であるにも関わらず、社会から取り残され、孤独を感じる人がいないよう、社会的孤立対策を推進します。

●地域福祉を推進する主な取組

No.	取組名	取組の内容
1	生活困窮者の情報把握と早期相談の促進	・病気や障がいによって就労できず、生活に不安を抱える人を支援するために、県社協生活自立サポートセンターと連携し解決に結びつくように支援します。
2	経済的自立のための支援策の推進	・資産・能力のある人については、その資産の活用と自立した生活を営むための就労に向けた支援を行います。 ・経済的支援を必要とする人には、自立した生活の維持ができるよう「生活福祉資金」の活用を紹介します。 ・低所得であるために介護サービス等の利用が困難な世帯については、制度上で可能な減免措置を講じ必要なサービスの利用を促進します。 ・生活の状況に応じ、幅広い相談・助言を行うため、各種機関が実施する助成、支援情報の収集に努め、個々に応じた適切な福祉サービスの情報提供と相談体制の充実を図ります。
3	貧困の連鎖をさせない学習支援の提供	・子どもの貧困が及ぼす影響は、身体面に対する影響に加え、心理面での負担から学力や学習意欲の低下が考えられるため、関係機関と連携し学習支援等の対策の活用を図ります。
4	高齢者の閉じこもりやひきこもり等の対策の充実	・高齢者の閉じこもり・うつ傾向によるひきこもりには、地域における見守りネットワークを構築し、本人や家族を支援します。 ・民生児童委員や保健師による定期的な訪問を実施し、適切な情報の把握と必要なサービスの提供に努めます。 ・医療等が必要な場合には、保健師により受診勧奨をすることにより状態の改善を勧めます。
5	協議体による支援の推進	・地域住民が主体となってお互いを支え合えるよう、協議体（こおり「ささえあい隊」）による支援を推進していきます。
6	孤独・孤立対策の推進	・孤独・孤立対策推進法（令和6年4月）を踏まえ、県のプラットフォームと連携しながら、支援体制の整備を検討します。



(2) 虐待や暴力を防止する対策の推進

虐待や暴力を早期に発見し迅速な対応ができるよう、各関係機関と連携を図り、虐待や暴力を防止する対策を推進します。

●地域福祉を推進する主な取組

No.	取組名	取組の内容
1	高齢者、障がい者、児童、女性に対する虐待・暴力の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者虐待の対応には、「高齢者虐待防止法」に基づき、町の責任において地域包括支援センターを核に関係機関と連携・協働して、予防対策の推進と支援を図ります。 ・障がい者虐待の対応には、「障害者虐待防止法」に基づき、速やかにコアメンバー等による対応方針の協議、事実確認・訪問調査を実施し、以後も継続した支援を行います。 ・児童虐待を発見し、早期解決を図るため、発見や通報には「市町村児童家庭相談援助指針（厚生労働省）」に基づき迅速に対応します。 ・虐待を受けた子どもをはじめとする要保護児童については、情報交換や支援を行うため、要保護児童対策協議会において協議を行い、対応していきます。 ・こども家庭センターは、児童福祉と児童保育が一体となった取組を推進します。 ・DV防止法の理解を促進するために意識啓発・広報を行います。 ・「女性のための相談支援センター」をはじめとする福島県内各地の女性相談窓口と連携するなど相談体制の整備に努めます。 ・ドメスティック・バイオレンスに関する相談に適切に対応するとともに、相談来訪者の利便性を図るため、関係機関相互の連携強化を図ります。 ・必要に応じて警察の立ち入り調査の援助を要請します。

(3) 潜在的な要支援者の把握の推進

誰一人取り残すことなく、地域で助け合っていくことができるよう、潜在的な要支援者把握を推進します。

●地域福祉を推進する主な取組

No.	取組名	取組の内容
1	各種機関・人的ネットワークによる要支援者の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・社会的孤立など、福祉サービスの利用に結び付きにくい事例等には、関係機関、民生児童委員、協議体（こおり「ささえあい隊」）等を中心とした地域のネットワークを活用し、情報とニーズの把握に努めます。

(4) 自殺対策の推進

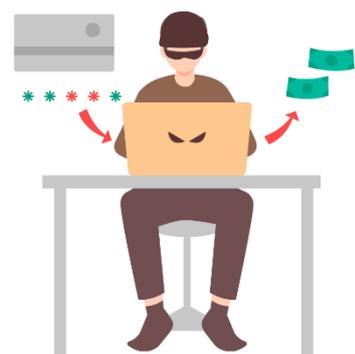
本人を取り巻く様々な要因から危機的な状態に陥ることを防ぎ、自殺に追い込まれることがないように、自殺対策を推進します。

●地域福祉を推進する主な取組

No.	取組名	取組の内容
1	地域におけるネットワークの強化	・自殺の多くは、家庭、学校、職場の問題、健康問題、経済生活問題などの様々な要因と、性格傾向、死生観などが複雑に関係しています。それらに適切に対応するためには、様々な分野の施策を町民や組織が密接に連携し、包括的な取組を実施する必要があります。そのため、保健・医療・福祉・教育・その他、様々な関係機関と連携を図り、ネットワークの強化を推進していきます。
2	自殺対策を支える人材の育成	・自殺リスクを抱えた町民の早期発見と早期対応のため、自殺の危険を示すサインに気づき、話を聴き、見守りながら、確実に支援につながる役割を担うゲートキーパーの養成を推進していきます。また、より包括的な支援を展開するために、関係機関の人材育成を推進し、人材の資質向上を図ります。
3	町民への啓発と周知	・様々な要因から危機的な状態にまで追い込まれてしまい自殺を考え悩んでいる本人や、その自殺のサインに気づいた周りの人が気軽に悩みを相談できる体制が整備されていることに加え、広く周知されていることが重要です。 ・地域、学校、職場等、町民の日々の暮らしの中において、自殺対策に触れる機会を増やし、こころの健康に関する相談窓口の周知活動を徹底し、早期に専門機関につなぐことができるような体制を整備します。 ・毎年9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間には、広報媒体等を活用し広く周知に努め、町民が自殺対策について理解を深めることができるよう、講演会等を開催します。

(5) 再犯防止の推進

※第6章 再犯防止推進計画（P66）を参照



3 安心して暮らせる環境づくり

本町では、歩道整備や歩車道の段差解消をはじめとしたバリアフリー化や、カーブミラーや回転灯の設置、街路灯（防犯灯）の整備、防災・防犯体制の充実など、町民を取り巻く住環境及び生活基盤全般の向上を図っています。高齢者が住民の3分の1以上を占める本町では、ユニバーサルデザインに配慮した人にやさしいまちづくりを推進していくことで高齢者の社会参加を促進していくとともに、障がい者や子育て世帯も安心して日常生活を送れるよう、生活環境の向上は必要です。

防災に関しては、地震等の自然災害のみならず、近年では大規模な風水害も増加しているため、高齢者、障がい者、児童への配慮が特に必要です。

アンケート調査によると、防災訓練への参加状況は「いいえ」が61.6%と最も多く、半数以上が不参加の状況でした。近所の災害時要支援者については、「高齢者のいる世帯」を認識している割合が54.2%で最も多い一方、「わからない」は22.3%となっています。また、避難行動要支援者世帯に対して行動していることについて最も多いのは、「特に何もしていない」が47.6%、次いで「気にかけて様子を伺うようにしている（34.2%）」、「日頃から声をかけるようにしている（25.3%）」と続き、具体的な関わりを日常的に行っている人は3割程度となっています。

地域に暮らす住民が日々の生活や外出時において安全と安心を実感できるよう、引き続き公共施設等の住環境の整備や、防犯体制の充実を進めていきます。防災についても、平素から避難行動要支援者を把握するなど地域の防災力を高めつつ、行政と地域が連携することにより、地域が主体となって避難・支援等ができるよう環境・体制づくりを推進していきます。



見守り訓練

(1) 公益的施設等のバリアフリーの推進と安全性の確保

町民が気兼ねなく外出等ができ、毎日を安全・安心に生活できるよう、公益的施設等のバリアフリーの推進と安全性の確保を推進します。

●地域福祉を推進する主な取組

No.	取組名	取組の内容
1	住環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅での自立生活を支える福祉用具や住宅改修に関して、専門的に説明・指導できる体制強化を図っていきます。 ・高齢者に対応した住宅整備の啓発、各種関連制度の広報、高齢者住宅情報の提供を促進します。
2	バリアフリーのまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ユニバーサルデザインに配慮し、公共の建物の新築・改築をバリアフリー化に努めます。 ・歩道の拡幅、段差の解消等により、外出時の安全確保を図っていきます。 ・民間の建物のバリアフリー化に対応するために、建築士等と協力するなど相談窓口について検討します。 ・福島県の「人にやさしいまちづくり条例」により、安全・安心の住生活の促進、高齢者・障がい者に配慮した住宅の整備に努めます。
3	交通安全の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・警察及び関係機関と協力し、乳幼児から高齢者まで各年齢層に合わせた交通安全教育を行うとともに、子どもや高齢者、障がい者に対する思いやりのある運転と交通ルールの順守を啓発します。



交通安全運転教室

(2) 地域の防災・防犯体制の充実

地域住民と関係団体等との連携・協力関係の強化など、いざという場面で迅速な対応ができるよう、地域の防災・防犯体制の充実を図ります。

●地域福祉を推進する主な取組

No.	取組名	取組の内容
1	町地域防災計画に基づいた福祉関係機関の連携・対応	・町地域防災計画に基づき、行政、医療、介護・福祉施設等が迅速に対応できるよう、各機関との連携の強化を図ります。
2	災害時の施設機能の活用	・避難行動要支援者の避難活動、避難生活等を円滑に支援するため、各種施設を有効活用し、被災者の支援を図ります。
3	防災施設・整備などの充実	・災害時の拠点となる避難所について、耐震補強並びにバリアフリー化を検討していくとともに、備蓄品の整備を推進します。
4	福祉施設等の災害対応の充実	・各福祉施設等で作成している防災マニュアル等により避難訓練等が定期的実施されるよう徹底を図ります。
5	災害時の避難支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・自力で避難できない避難行動要支援者の名簿（要支援者台帳）を町内会等の関係各所と共有するとともに、記載情報は毎年更新し、災害時の有効活用につなげます。 ・町、民生児童委員、町社会福祉協議会などが連携し、避難行動要支援者の把握に努めるとともに、避難行動要支援者プラン個別計画に基づいた、地域における避難行動要支援者の避難支援体制の整備を図ります。
6	災害ボランティアの要請	・町内の災害に対して救助活動を実施できるよう、社会福祉協議会において災害ボランティアの研修・養成を図ります。
7	地区等の地域組織での災害・防犯対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・「桑折町災害ハザードマップ」を活用するとともに、自主防災組織を強化し、行政と地域の連携を図りながら、地域で高齢者・障がい者を災害から守るための対応を推進します。 ・救急救命講習会の開催を推進します。 ・消費者教育のほか防犯・詐欺などに遭わない活動等を推進します。 ・子どもを守る地域活動の機運を高めるよう努めます。
8	防犯対策の推進	・町の広報紙やパンフレット、ホームページ等を活用して、防犯活動の充実に努め、夜間等の防犯パトロールなど、地域ぐるみでの自主防犯活動を促進します。

目標3 身近な相談と情報提供から始まるケアマネジメントの充実

1 相談対応の充実・情報提供

本町では、窓口や、地域包括支援センターを含めた保健福祉センター（やすらぎ園）などにおいて、子育てや高齢者の介護、障がい者の自立・社会参加等の相談対応やアドバイスをを行っています。介護保険サービスや障がい福祉サービスの利用にあたり、近年では利用者自身がサービスや制度に関する十分な知識と理解を持つ必要があることから、公的な相談窓口でのわかりやすい説明や対応が求められるとともに、窓口の重要性が増しています。

町民アンケートによると、適切に福祉サービスが利用できるよう優先すべきことについて、最も多かったのは「その人に必要な福祉サービス窓口の選択、利用支援をしてくれる窓口」で35.4%、次いで「福祉サービスに関する情報提供」が30.0%でした。

町民の多種多様な相談・要望・苦情等に対して、迅速かつ適切に対応できるよう、相談窓口の充実に努めるとともに、相談支援機関相互の連携を図りながら総合的な相談支援体制の構築を引き続き図っていきます。

また、町民へ向けた情報提供については、情報提供手段を充実させるとともに、正確でわかりやすい情報をいつでも提供できるよう取り組んでいきます。さらに、各機関、団体との連携により、行政以外の地域情報も得られるよう、総合的な情報提供も進めていきます。



相談窓口

(1) 情報提供の充実

福祉サービスなどの情報が必要な人へ確実に届くよう、情報提供の充実を図ります。

●地域福祉を推進する主な取組

No.	取組名	取組の内容
1	総合的な情報提供体制の整備	・総合政策課を中心に庁内各課が協働し、関係機関や関係団体との連携を図りながら、情報の共有に努め、総合的な情報提供体制の構築を推進します。
2	情報提供手段の拡充	・広報紙やインターネットなど多様な媒体を活用し、町民が必要な時にいつでも情報を入手できるように情報提供手段の充実に努めます。
3	高齢者分野の情報提供	・介護保険制度や高齢者保健福祉サービスなどが活用しやすくなるように、見やすさ、わかりやすさに留意しながら情報を発信します。 ・民生児童委員の協力のもと、制度やサービスについて地域住民への浸透を図ります。 ・認知症に関する認識が深まるように、広報紙、ホームページなどの活用や、認知症サポーター養成講座の開催を図ります。
4	障がい分野の情報提供	・情報のバリアフリー化の推進として、町社会福祉協議会、点字図書館や聴覚障がい者協会など、ボランティア団体と協力し、視覚や聴覚に障がいのある人のコミュニケーションや情報入手の拡充を図るため、点訳・音訳ボランティアの養成や手話ボランティア等の養成と派遣については、広域的な取組を検討します。 ・障がい者との交流を通じて要望事項を集約し、実現に努めます。 ・地域で安定した生活が送れるように、就労面や住居面の情報提供の充実を図ります。 ・障がい者及び障がいに関する理解が深まるように、広報紙、ホームページなどを活用します。 ・障害者差別解消法の改正により、事業者においても合理的配慮の提供が義務化されたことから、具体的な対応事例を提示する等、制度の普及・啓発を図ります。
5	子育て等に関する情報提供	・児童問題に関する情報提供は、関係各課、教育委員会及び学校・保健所で行います。 ・妊娠期から子育て期にわたる各種相談や情報提供などについては、総合窓口となるこども家庭センター「すくすく」で行っていきます。 ・ホームページやパンフレットなどを通じて、町及び関係機関で実施している各種サービスや子育てアプリ・子育て情報誌などの情報を提供します。 ・子どもの発達段階に応じた家庭教育のあり方について、ホームページなどを活用して情報を提供していきます。 ・虐待に関する認識が深まるように、パンフレット、広報紙、ホームページなどを活用するとともに、虐待を見かけた場合の通報先や通報者の守秘義務について周知します。
6	ボランティアに関する情報提供	・ボランティア活動を推進するため、町社会福祉協議会のボランティアセンターが各種ボランティア団体等の情報を提供し、活動の紹介と町民の参加を促進できるよう支援します。

No.	取組名	取組の内容
7	地域の民生児童委員による情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民生児童委員は、地域の実情を把握し、相談に応じて必要なサービスに関する情報提供や専門機関の紹介をします。 ・ 各種サービスの情報を必要とする人に対して適切な相談にあたります。
8	職業や技能を活用するための情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者が有する知恵や技術を地域において役立てるための情報をシルバー人材センターが提供し、参加を促進します。 ・ 障がい者の就労を促進するため、ハローワークをはじめ、福島障害者就業センターや県北就業・生活支援センター等と連携し、就労に関する情報を提供します。

(2) 地域情報を集める環境づくり

身近な地域について町民がより理解を深めていけるよう、地域情報を集める環境づくりを進めます。

●地域福祉を推進する主な取組

No.	取組名	取組の内容
1	地域における多面的（制度横断的）な情報収集のための学習活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療、介護、福祉、保健サービス、育児、児童虐待、成年後見制度、消費者問題など、町民に身近で多面的・横断的な学びの場を創出します。 ・ 町社会福祉協議会、老人クラブ等の学習活動に出前講座等を活用して支援します。

(3) 相談対応の充実

相談者が抱える様々なニーズや、地域課題へ確実に対応していけるよう、相談対応の充実を進めます。

●地域福祉を推進する主な取組

No.	取組名	取組の内容
1	健康相談の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康に関する各種相談に適切に対応できるような体制づくりに努めます。
2	日常生活を支える相談体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域での相談に民生児童委員が対応します。 ・ 町や社会福祉協議会で各種相談を行います。 ・ 人権擁護委員による人権相談日を設けるほか、町では消費者問題のほか各種相談にあたります。
3	母子家庭等に関する相談対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子育て支援担当や県北保健福祉事務所が配置している母子自立支援員により、母子家庭等の生活一般の相談、就業に関する相談にあたります。

No.	取組名	取組の内容
4	児童生徒等に関する相談対応	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における児童生徒等の問題等の相談には、民生児童委員が対応します。 ・学校においては、養護教諭、担任等が相談に応じていますが、スクールカウンセラーやソーシャルワーカーを派遣し、関係機関との連携が図れるよう支援します。 ・相談業務がより効果的に行われるように、専門の相談員の配置や相談員の資質の向上を図るなど、より主体的に児童の相談業務を担う体制の充実を図ります。 ・児童虐待の防止や保護者の育児不安の解消を図るための相談指導体制の充実や、児童虐待に関する町民への情報の周知などを行います。
5	障がいのある人の相談対応	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の地域生活を支えるため、相談支援事業者が中心となり、関係機関との連絡調整、権利擁護などの相談に応じます。 ・障がい者福祉施策は多様化し、それぞれの福祉ニーズに対応するため、関係各課で連携して相談にあたります。 ・地域包括支援センターの相談員などを対象に、研修会への参加を呼びかけるとともに、参加しやすくなるような体制づくりに努めます。 ・相談については、内容に応じて弁護士等への協力依頼や専門機関への依頼などを行います。 ・障がいのある方が適切な行政サービスを受けられるよう、相談や手続き等において必要な環境の整備や特性に応じた合理的配慮の提供を行います。
6	高齢者に関する相談体制	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者に関する相談は、相談内容によって素早く問題の解決ができるよう地域包括支援センターにより各種専門機関のネットワークの活用を努めます。 ・地域包括支援センターの相談員などを対象に、研修会への参加を呼びかけるとともに、参加しやすくなるような体制づくりに努めます。 ・相談については、内容に応じて弁護士等への協力依頼や専門機関への依頼などを行います。
7	在宅療養・介護を支える相談窓口の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅療養や介護を支えるために医療機関において、医療・介護、福祉サービス等の相談に応じる窓口の充実に努めます。 ・健康福祉課と社会福祉協議会等のネットワークを充実し迅速な相談対応を図ります。 ・伊達地方の地域包括ケアシステムのさらなる推進を目的として、伊達地方在宅医療・介護連携支援センター「伊達サポ」が令和6年10月1日に開所しました。伊達市・桑折町・国見町・川俣町が伊達医師会に委託して開設されたもので、医師会内に開設されたセンターでは、専門職の相談窓口や多職種連携体制を構築するための地域資源の把握や情報発信、医療・介護関係者への研修などを行います。
8	相談機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・多様化するニーズへの的確な対応や今後の地域福祉推進のため、町の窓口、桑折町地域包括支援センター、保健福祉センター「やすらぎ園」など各相談機関の相談業務を担う職員の配置と資質の向上に努めます。 ・町民が福祉・保健サービスを必要な時に各分野にわたるサービスを複合的に利用できるよう、総合的な相談機能の整備に努めます。

2 保健・医療・福祉・介護の連携

本町では、町民の健康づくりを支援する保健福祉センター「やすらぎ園」に介護予防や高齢者の暮らしを支援する地域包括支援センターが併設されており、町民への相談やアドバイス、サービスの紹介などを行うとともに、町民同士の交流やネットワークづくりの促進を図っています。

町民のニーズが多様化する中、町民の生活を効果的に支援していくには、保健・医療・福祉の各分野が連携してサービスの提供や相談を行っていく必要があります。町と関係機関、関連施設のネットワークづくりが重要です。

町民アンケートによると、適切に福祉サービスが利用できるよう優先すべきことに関する設問に対して最も多かったのは「その人に必要な福祉サービス窓口の選択、利用支援をしてくれる窓口」が35.4%、次いで「福祉サービスに関する情報提供」が30.0%でした。サービス利用者が円滑にサービスを利用できるよう、相談窓口、情報提供の質の向上を図る必要があります。

超少子高齢化社会において、福祉・介護を支えるサービスへの需要は今後ますます増加することが予想されており、サービス利用を希望する町民一人ひとりに合った適切なサービスが提供できるよう、また町民がライフステージに応じた指導や支援が受けられるよう、地域ケアマネジメント機能の充実を図っていきます。また同時に、保健・医療・福祉・介護の4分野が相互に密接な関係を形成し、ネットワーク化を図ることで、利用者に効果的・効率的なサービスを提供していきます。



(1) ケアマネジメントの充実

町民がより良いサービス利用ができるよう、関係機関の連携強化や人材の質の向上を図り、ケアマネジメントを充実させていきます。

●地域福祉を推進する主な取組

No.	取組名	取組の内容
1	事業者連絡会・地域ケア会議等の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターは事業者連絡会や地域ケア会議において、町の施策の情報提供、地域ニーズの把握を通して必要なサービスの開発・研究を行います。 ・保健・医療・福祉・介護の連携を深めます。
2	ケアマネジメントの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、障がい者、児童等の分野ごとのケアマネジメント機関の連携を図ります。 ・ケアマネジメントに関する専門職の育成と人材の確保を図ります。 ・高齢者等のニーズをきめ細かく把握し、必要なサービスを的確に利用できるように、地域包括支援センターの円滑な運営に努めます。 ・ケアマネジメントを行う介護支援専門員等の質の向上を図ります。 ・障がい者の障がい福祉サービス利用のため、地域ケア会議や障がい者ケアマネジメント体制の充実など、町のケアマネジメントの能力の向上を図ります。
3	地域ケア会議の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ケアマネジメントに関わる専門職の面接技術の向上、ケアマネジメント技法の向上を図るため、自立支援型ケアマネジメント会議の開催を含め地域ケア会議の一層の充実を図ります。

(2) 保健・医療・福祉の連携調整

保健・医療・福祉による総合的なサービスが提供できるよう、関係機関のネットワークを充実させ、連携を深めていきます。

●地域福祉を推進する主な取組

No.	取組名	取組の内容
1	関係機関との連携及び調整	<ul style="list-style-type: none"> ・保健・医療・福祉などの連携による総合的なサービスが提供できるように、各関係機関とのネットワークを充実します。 ・地域包括支援センターが主体となり、介護事業所・施設等との連携、協力体制の強化等を推進します。 ・伊達地方在宅医療・介護連携支援センター「伊達サポ」において、専門職の相談窓口や多職種連携体制を構築するための地域資源の把握や情報発信、医療・介護関係者への研修などを行います。
2	福祉施設と地域との連携推進	<ul style="list-style-type: none"> ・各福祉施設と福祉団体との交流を促進します。 ・公民館や民間を含めた福祉施設・機関などの専門的職員を有する職員に協力を依頼し、地域の自主的な福祉活動に対して、情報提供や相談事業を行うなど、地域との連携を促進します。
3	調整会議等の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉施設等の運営機関で地域福祉等に係る町の福祉施策の共有と意見交換を行うよう努めます。

第5章 成年後見制度利用促進基本計画

1 計画の概要

(1) 計画の趣旨・背景

成年後見制度とは、認知症、精神障がい、知的障がいなどで判断能力が十分でない方について、家庭裁判所に申し立てを行い、本人にとって最適な成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）を選び、成年後見人等が財産を管理したり、身の回りの世話のために介護などの福祉サービスや施設の入所に関する契約を結んだりするなど、法律的な支援を提供する制度です。

平成12年4月の介護保険制度の導入に伴い、福祉サービスが原則的に「措置」から「契約」に移行したことに併せ、成年後見制度（民法改正による）が創設されました。

しかし、実際には成年後見制度の利用は全国的にも少なかったことから、平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（平成28年法律第29号）（以下「利用促進法」という。）が施行され、各市町村は成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画を定め、必要な体制整備に努めることが明示されました。

利用促進法の施行以降、成年後見制度の利用促進に向けた取組が進められており、令和4年3月には、国の計画である「第二期成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定されました。同計画では、市町村の役割として地域連携ネットワークの構築・中核機関の設置及び運営・市町村長による後見開始等の申し立てや成年後見制度利用促進事業の適切な実施等が明記されています。

人口減少や少子高齢化の進展、高齢者単身世帯の増加といった社会変化の中で、財産管理や日常生活において困難を抱えている町民への権利擁護支援が求められています。本町においても、70歳以上で一人暮らしをしている高齢者は400人を超えており、今後の超高齢社会の進行に伴い、成年後見制度の必要性の高まりが予想されることに加え、障がいのある人の高齢化・重度化や、障がい者を支える親の高齢化による「親亡き後」などへの対処も必要であり、成年後見制度の利用を含む権利擁護支援のニーズが多様化することも予想されます。

そのため、桑折町第二次地域福祉計画に「桑折町成年後見制度利用促進計画」を新たに加えて一体的に策定し、地域の人々の権利擁護支援の充実を図ります。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、利用促進法第14条の規定に基づき、同法第5条に規定する地方公共団体の責務を具体化するものであり、本町における成年後見制度の利用促進に関する施策について、基本的な考え方や方向性を定めるものです。

(3) 計画の期間

計画期間は、桑折町第二次地域福祉計画の計画期間と同様に、令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5年間とします。

■ 成年後見制度の概要

成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な方が、財産管理や身の回りの世話のための介護サービスの利用や施設への入所に関する契約締結・遺産分割協議などを行う場合に保護し、支援する制度です。「法定後見制度」と「任意後見制度」の2つがあります。

① 法定後見制度

本人の判断能力が不十分になった後、本人や親族等の申し立てにより、家庭裁判所によって成年後見人等が選ばれる制度です。本人の判断能力に応じて3つの類型（後見、保佐、補助）があります。

	後 見	保 佐	補 助
判断能力	欠けているのが通常の状態	著しく不十分	不十分
同意又は取り消すことができる行為	原則として全ての法律行為	借金・相続の承認など民法13条1項記載の行為の一部ほか、申し立てにより裁判所が認める行為	申し立てにより裁判所が認める行為
代理することができる行為	原則として全ての法律行為		申し立てにより裁判所が認める行為

② 任意後見制度

十分な判断能力があるうちに、判断能力が低下した場合に備えあらかじめ本人自らが選んだ人（任意後見人）に代わりにしてもらいたい事を契約（任意後見契約）で決めておく制度で、本人の判断能力が低下した場合に、家庭裁判所が選任する任意後見監督人の監督のもとで任意後見人が本人を代理して契約などを行います。

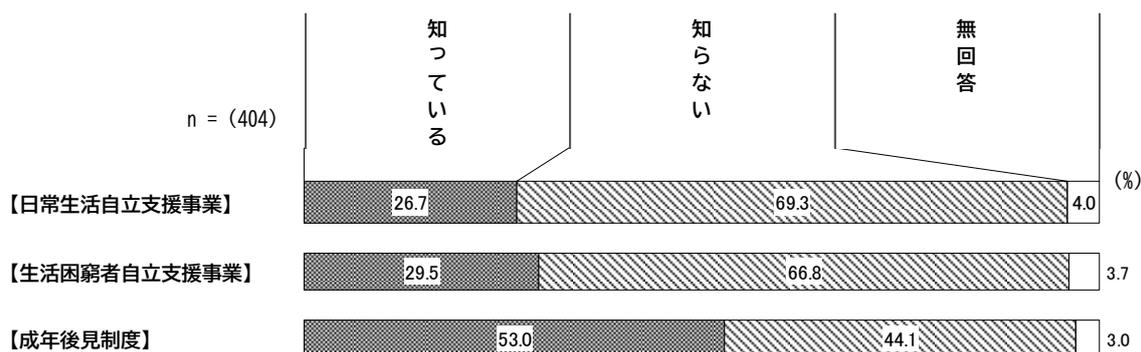
2 成年後見制度に関する桑折町の現状と課題

(1) 成年後見制度に関する現状

① 支援事業の認知度〔健康・福祉に関するアンケート調査結果より〕

支援事業の認知度について、「知っている」の割合は、日常生活自立支援事業は26.7%、生活困窮者自立支援事業は29.5%、成年後見制度は53.0%となっています。

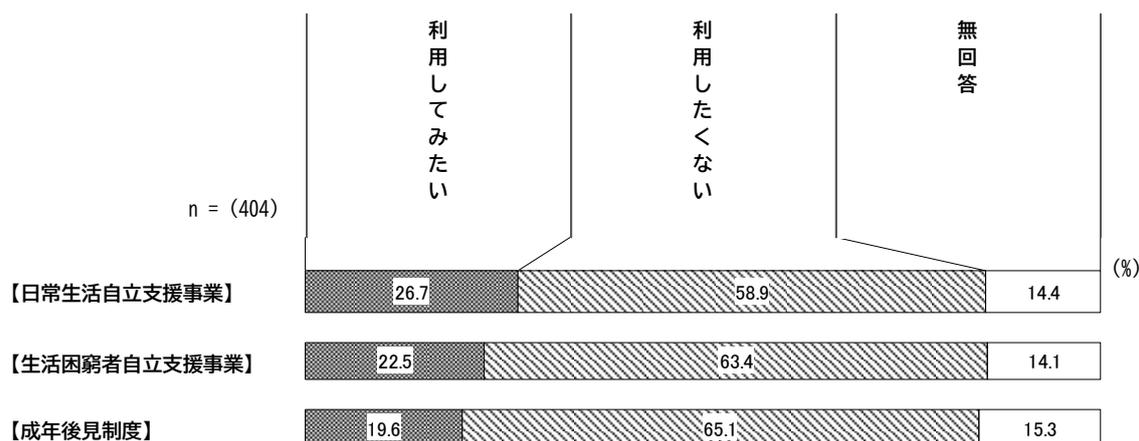
問52 あなたは、次の制度を知っていますか。また、利用状況や今後の利用希望についてお答えください。
(それぞれ単一回答)



② 事業の今後利用希望〔健康・福祉に関するアンケート調査結果より〕

事業の今後の利用希望について、「利用してみたい」の割合は、日常生活自立支援事業は26.7%、生活困窮者自立支援事業は22.5%、成年後見制度は19.6%となっています。

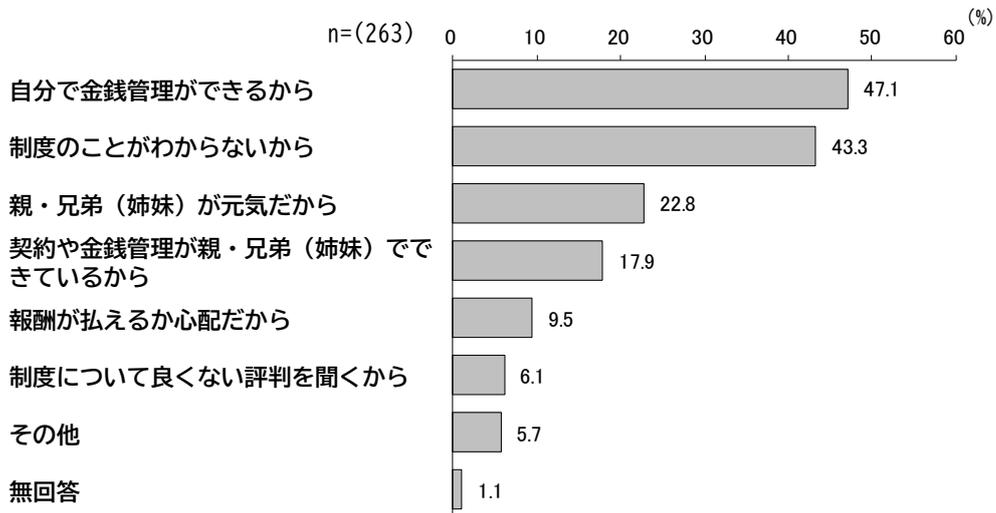
問54 あなたは、次の制度を知っていますか。また、利用状況や今後の利用希望についてお答えください。
(それぞれ単一回答)



③ 成年後見制度を利用したくない理由〔健康・福祉に関するアンケート調査結果より〕

成年後見制度を利用したくない理由は、「自分で金銭管理ができるから」が47.1%と最も多く、次いで「制度のことがわからないから（43.3%）」、「親・兄弟（姉妹）が元気だから（22.8%）」となっています。

問54-①（問54で成年後見制度を「利用したくない」を選んだ方に）成年後見制度を利用したくないと思う理由を教えてください。（複数選択可）



(2) 利用促進にあたっての課題

令和6年の桑折町の高齢化率は37.8%となっており、今後も上昇することが予想されています。令和2年の国勢調査によれば、桑折町の65歳以上の高齢者がいる世帯のうち、高齢者単身世帯は13.2%となっています。今後は認知症の方や身寄りのない高齢者の増加、親亡き後の障がいのある方の問題など、潜在的に成年後見制度のニーズは増加するものと予想されます。

判断能力が十分なうちから制度を正しく理解し、必要となった際には、その状況での最も適した制度の利用につながるよう、さらなる制度の周知・啓発が必要です。

また、成年後見制度の利用を必要とする方を早期に発見し、支援につなげるためには、保健・医療・福祉等を含めた地域における日常的な連携が重要です。様々なケース・課題に的確に対応するため、司法等の専門職を含めた地域でのネットワーク構築が求められます。成年後見制度を必要とする方が安心して制度を利用できるよう、地域で支える体制を構築する地域連携ネットワークの中核となる機関が必要です。

このような現状から、必要とする人が成年後見制度を利用できるように、今後も引き続き支援を行う必要があります。

3 成年後見制度の利用促進に向けた取組の展開

成年後見制度を必要とする人が適切に制度を利用できるよう、制度の周知と利用促進を図ります。

(1) 成年後見制度の理解促進と普及啓発

住民をはじめ、福祉・保健・医療の関係者に対し、成年後見制度や権利擁護などの周知や啓発を行います。また、必要な時に必要な制度を選択できるよう、制度に対する理解促進を図るとともに、元気なうちから利用に備える意識づくりを進めます。

日常生活自立支援事業についても、成年後見制度の利用促進と併せて周知及び利用促進を図り、本人らしい生活の維持のため必要な支援につなげられるよう取り組んでいきます。

●成年後見制度の利用促進に向けた主な取組

No.	取組名	取組の内容
1	成年後見制度利用支援事業・成年後見制度啓発事業の普及・促進 (再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ・判断能力が不十分な人の財産管理や身上監護について、成年後見人等が支援します。 ・成年後見制度の普及、利用の促進を図ります。
2	日常生活自立支援事業 (あんしんサポート) の普及・促進(再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ・判断能力が不十分となった人に対して、日常的な金銭管理等の援助を行うとともに情報提供に努め、利用の促進を図ります。

(2) 相談機能の充実と利用促進

中核機関を設置し、成年後見制度の利用を希望する住民や福祉関係者などが相談できる体制を整備し、必要な人への成年後見制度の利用促進を実施します。

●成年後見制度の利用促進に向けた主な取組

No.	取組名	取組の内容
1	相談体制の整備	・相談窓口を明確にし、より専門的な相談を受けることができる体制を整備します。
2	制度の理解促進と相談機能の充実	・住民や福祉関係者が制度のメリットやデメリットを含めて制度を深く理解し、利用者本人が意思表示の上、意思決定できるよう相談支援機能を充実させます。

(3) 地域連携ネットワークづくり

地域において権利擁護が必要な人を把握し、関係機関と連携し、地域連携ネットワークの構築を進めていきます。

●成年後見制度の利用促進に向けた主な取組

No.	取組名	取組の内容
1	ネットワークの構築	・身近な相談機関である地域包括支援センターや障害者相談支援事業所等の既存の仕組みを活用したネットワークを構築します。
2	専門機関の連携体制の整備	・権利擁護が必要な人の早期発見・早期支援のため、情報共有やケース会議を行い、法律・福祉等の専門職や関係機関などが連携して支援を行うことができる体制を整備します。

(4) 町長申立ての適切な実施

一定の要件を満たす人に対して実施する町長申立てについて、関係機関と連携し、迅速な対応を支援します。

(5) 成年後見制度利用支援事業の実施に向け

成年後見制度の利用にあたって費用を負担することが困難な人に対して、審判の申立てにかかる費用及び後見人等への報酬の助成を行う成年後見制度利用支援事業については、実施に向けた検討を進めていきます。

(6) 中核機関の設置

地域の連携体制の充実を図るため、地域連携ネットワークの核となる中核機関が必要であり、設置や体制整備を進めていきます。

第6章 再犯防止推進計画

1 計画の概要

(1) 計画の趣旨・背景

日本の再犯者率（検挙人員に占める再犯者の割合）は上昇傾向にあり、令和5年には47.0%と刑法犯検挙者の約半数が再犯者という状況です。

再犯者が犯罪を繰り返してしまう背景には、生活困窮や認知症、社会からの孤立など様々な課題を抱える場合も多く、再犯防止に向けては、犯罪をした人等が地域の中で「息の長い」支援を受けられることが重要となっています。

平成28年12月に成立、施行された再犯の防止等の推進に関する法律（再犯防止推進法）においては、再犯の防止等に関する施策を実施等する責務が、国だけでなく地方公共団体にもあること（第4条）が明記されるとともに、都道府県及び市町村に対して、地方再犯防止推進計画を策定することが努力義務となりました（第8条第1項）。

本町においても、地域で安心して暮らすことのできるまちづくりを推進するため、国の「第二次再犯防止推進計画」及び県の「福島県再犯防止推進計画（令和3～12年度）」を踏まえ、桑折町第二次地域福祉計画に「桑折町再犯防止推進計画」を新たに加えて一体的に策定し、犯罪や非行を未然に防ぐことや、犯罪をした人等の再犯防止に向けた取組を推進します。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、再犯防止推進法第8条第1項に定める地方再犯防止推進計画として策定します。

(3) 計画の期間

計画期間は、桑折町第二次地域福祉計画の計画期間と同様に、令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5年間とします。

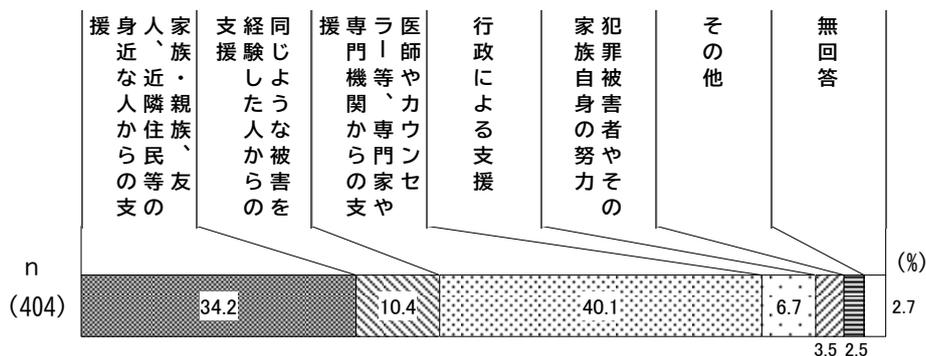
2 再犯防止に関する桑折町の現状と課題

(1) 再犯防止に関する現状

① 犯罪被害者が被害から立ち直るために重要なこと〔健康・福祉に関するアンケート調査結果より〕

犯罪被害者が被害から立ち直るために重要なことは、「医師やカウンセラー等、専門家や専門機関からの支援」が40.1%と最も多く、次いで「家族・親族、友人、近隣住民等の身近な人からの支援（34.2%）」、「同じような被害を経験した人からの支援（10.4%）」となっています。

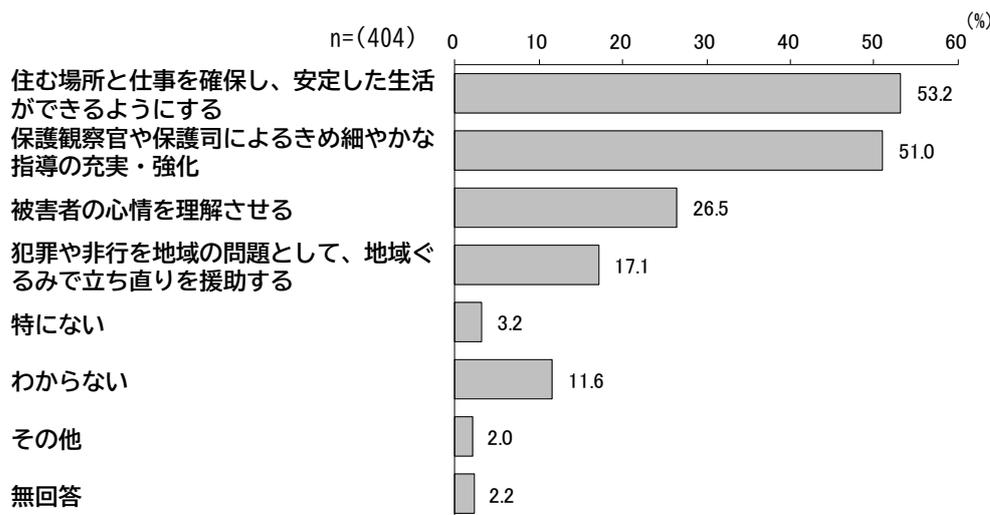
問 60 あなたは、重い犯罪の被害者やその家族が被害から立ち直る（回復する）には、何が最も重要と考えますか。（単一回答）



② 再犯防止のため必要なこと〔健康・福祉に関するアンケート調査結果より〕

犯罪者や非行をした人を更生させ、再犯防止のため必要なことは、「住む場所と仕事を確保し、安定した生活ができるようにする」が53.2%と最も多く、次いで「保護観察官や保護司によるきめ細やかな指導の充実・強化（51.0%）」、「被害者の心情を理解させる（26.5%）」となっています。

問 61 あなたは、犯罪や非行をした人たちを立ち直らせ、再犯を防止するには、どのようなことが必要だと思いますか。（複数選択可）

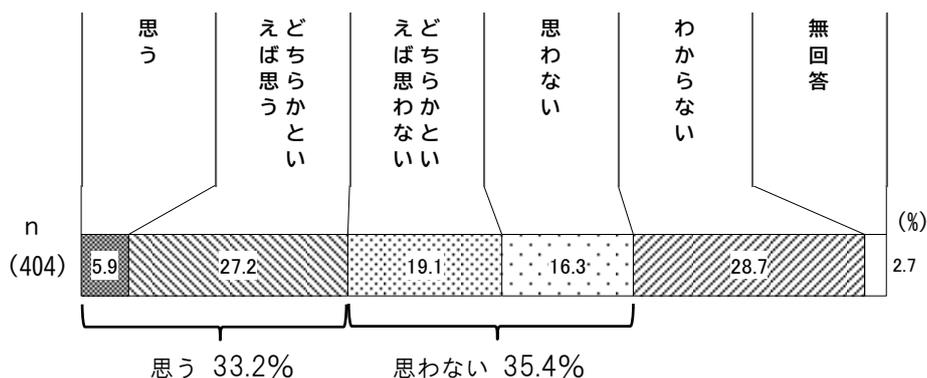


③ 犯罪や非行から更生するための協力意向〔健康・福祉に関するアンケート調査結果より〕

犯罪者や非行をした人を更生させ、再犯防止のため必要なことは、「わからない」が28.7%と最も多くなっています。

次いで多い「どちらかといえば思う(27.2%)」と「思う(5.9%)」と合わせた“思う”は33.2%となっています。一方、「どちらかといえば思わない(19.1%)」と「思わない(16.3%)」と合わせた“思わない”は35.4%となっています。

問 62 あなたは、犯罪や非行をした人たちの立ち直りに協力したいと思いますか。(複数選択可)



(2) 再犯防止に取り組むにあたっての課題

再犯防止の推進に向けては、地域に暮らす人が再犯防止に関する取組や更生保護について理解を深め、犯罪や非行をした人の孤立状態を解消することが必要です。こうした理解・啓発に加え、犯罪をした人等をそれぞれの状況や必要に応じた福祉、医療、保健等のサービスにつなげ、社会的な支援を通じて地域での暮らしを安定させることが重要となります。

また、犯罪をした人等に対して息の長い支援を続けていくためには、再犯防止を支える人や関係機関、団体等への支援の強化も求められます。

3 再犯防止に向けた取組の展開

犯罪や非行をした人が地域で孤立することなく暮らしていくことができるよう、必要に応じた適切な支援を提供し、再犯防止を推進します。

国の第二次再犯防止推進基本計画で示された「重点課題」と県の再犯防止推進計画で示された「重点的に実施すべき取組」を踏まえるとともに、推進法の基本施策に基づいて、次の4つの推進項目を定め事業を推進していきます。

- ◇ 就労・住居の確保の推進
- ◇ 保健・医療・福祉サービスの利用促進
- ◇ 少年・若者に対する支援と修学支援
- ◇ 再犯防止に向けた基盤整備等のための取組

(1) 就労・住居の確保の推進

全国的な傾向として、仕事に就いていない人の再犯率は、仕事に就いている人に比べて再犯率が高く、再犯リスクに結び付きやすいことが明らかになっています。また、実際に雇用された後も人間関係のトラブル等から離職してしまう人が少なくないなどの課題があることから、犯罪をした人等の就労支援を推進します。

住居については、適当な住居が確保されないまま刑務所を出所している人は再犯に至るまでの期間が出所後の住居が確保されている人と比べて短いことや、連帯保証人を得ることが難しいために定住先を確保できないまま更生保護施設等から退所し、再犯等に至る人の存在も明らかになっています。そのため、住居確保に必要な支援を受けられるよう支援を行い、地域社会の中で安心して暮らしていけるようにサポートしています。

●再犯防止に向けた主な取組

No.	取組名	取組の内容
1	就労に向けた支援	・就労支援等の制度利用に適切につなぐなど、犯罪をした人等の状況に応じた就労支援を行います。
2	住居確保に向けた支援	・公営住宅の利用、生活困窮者自立支援制度に基づく制度や生活保護制度の利用も検討しながら、適切な相談先や支援につなげます。

(2) 保健・医療・福祉サービスの利用促進

全国の統計によると、刑務所に入所した高齢者（65歳以上の者）が出所後2年以内に刑務所に再び入所する割合は高く、知的障がいのある受刑者についても、全般的に、再犯に至るまでの期間が短いことが明らかとなっています。

犯罪等の常習化を防ぐため、地域包括支援センターや障がいの者の相談支援事業所、地域の福祉施設等と連携して各種福祉サービスの利用を支援し、地域生活への復帰・定着を推進します。

●再犯防止に向けた主な取組

No.	取組名	取組の内容
3	保健医療・福祉サービスの利用支援	・犯罪をした人等のうち、高齢者や障がいのある人、薬物依存症者等が必要とする保健医療・福祉サービスにつながるよう、地域包括センターや地域活動支援センターなどによる相談及び権利擁護の支援、保健所等の関係機関との連携、福島県地域生活定着支援センター等の情報提供を行います。

(3) 学校等と連携した修学支援等の実施

将来を担う児童・生徒の健全育成を図るため、学校等と連携して非行の未然防止や早期対応を充実させ、児童・生徒たちがその取り巻く環境に起因した非行を繰り返さないよう支援していきます。

●再犯防止に向けた主な取組

No.	取組名	取組の内容
1	児童・生徒の非行の未然防止	・小・中学校等と連携して、児童・生徒及び保護者が抱える様々な悩みや不安、問題の解決に向けて、環境への働きかけや関連機関との調整等を図るとともに、心理的なケア等を含めた相談支援を行います。 ・問題行動の生じた児童・生徒に対しても学びの機会保障の面から社会的な自立に向けた支援を行います。

(4) 再犯防止に向けた基盤の整備等の推進

犯罪をした者等の社会復帰にあたっては、保護司法に基づき、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員である「保護司」が無給の民間ボランティアとして、「保護観察」や「生活環境の調整」などの支援を行っています。

再犯防止の推進については、保護司をはじめとした民間協力者の活動に大きく支えられていることから、これら関係機関への支援と連携強化を推進します。

また、再犯防止及び犯罪をした者等の社会復帰支援についての理解はまだあまり進んでいない状況であるため、再犯防止への取組への理解を深め、広報・啓発を行うこと

で再犯防止への意識を醸成していきます。

●再犯防止に向けた主な取組

No.	取組名	取組の内容
1	関係機関への支援と連携強化	・保護司会や更生保護女性会等の更生保護活動に対する支援を行うとともに、連携を強化していきます。
2	再犯防止に関する広報・啓発活動の推進	・保護司会と連携し、犯罪と非行の防止と、犯罪をした人等の社会復帰を支援することの重要性について、広報・啓発活動を推進します。

第7章 計画の推進

1 計画の推進主体と連携の強化

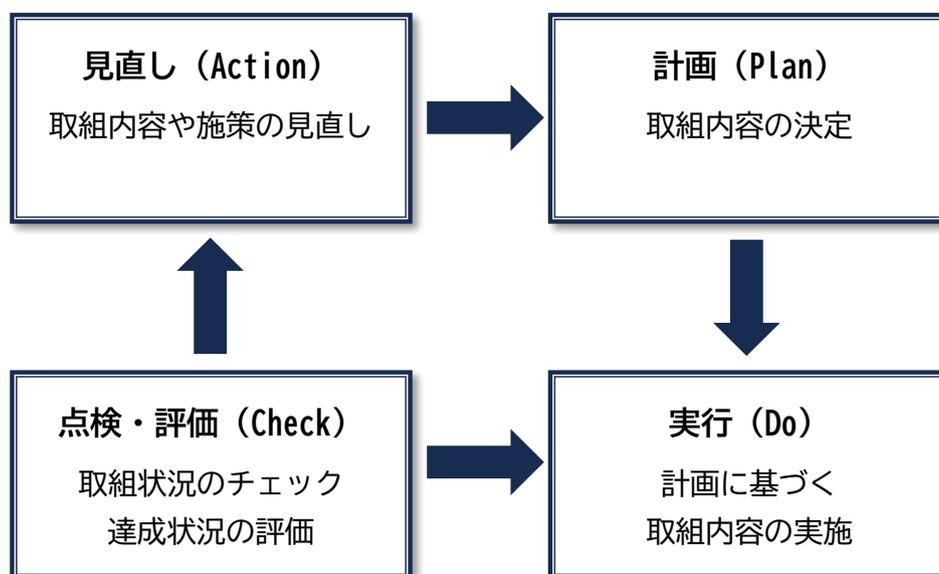
本計画の推進にあたっては、町民、地域、民生児童委員、ボランティア団体、町社会福祉協議会、社会福祉事業所等の連携した参画が不可欠なため、相互の理解と協力のもと、計画を推進していきます。

また、計画の進捗に関する情報の共有化と、施策・事業の評価・円滑な実施のため、必要に応じ、意見交換や連絡調整を行い、町民、地域、町との協働による支え合いの仕組みづくりに取り組んでいきます。

2 計画の進行管理

計画の進行管理については、地域福祉推進のための取組がどのように展開され、そして、地域住民の日常生活そのものが具体的にどのように変化したのか、その成果を的確に把握することが重要であるため、本計画における各施策の実施について、常にその取組状況を把握しながら、施策の進捗について点検・評価することが必要です。

計画、実行、点検・評価、見直し（PDCA）の観点から、計画の推進に際して、関係機関との意見交換等を通じて、本計画の検証を行い、必要かつ効果的な施策・事業の実施に努めます。



資料編

1 計画策定の経過

年月日	内 容
令和5年11月16日から 令和5年12月8日	健康・福祉に関する町民アンケート調査 町内在住の満15歳（中学生除く）～80歳までの男女を無作為抽出し、郵送による配布・回収 ○ 回収状況：404票 ○ 有効回収数：404票（有効回収率：40.4%）
令和6年8月6日	第1回策定委員会 ・アンケート調査結果等報告 ・計画骨子案の検討
令和6年11月22日	第2回策定委員会 ・計画素案の検討
令和7年2月14日	第3回策定委員会 ・計画案の検討
令和7年2月25日から 3月10日	パブリックコメントの実施
令和7年3月24日	第4回策定委員会（書面開催） ・パブリックコメント結果報告 ・計画案の検討
令和7年3月25日	政策会議 ・計画の決定

2 桑折町地域福祉策定委員会名簿

	区分	氏名	役職・所属名	備考
1	地域福祉についての識見を有する者	渡邊 美昭	桑折町社会福祉協議会 副会長兼事務局長	
2	保健医療又は福祉施設等の代表	高野 俊夫	遠藤内科医院 院長	
3		白井 禎啓	桑折町地域包括支援センター 在宅福祉課長兼管理者兼介護支援専門員	
4		奥川 浩美	特別養護老人ホームあつかし荘 施設長	
5	社会福祉を目的とする団体及び事業者の代表	亀岡 正幸	桑折町民生委員協議会 会長	
6		岡崎 善右エ門	桑折町身体障がい者福祉会 会長	
7		浅野 あけみ	桑折町手をつなぐ親の会 会長	
8		國分 英利生	桑折町保護司会 会長	
9		大槻 敏光	桑折町老人クラブ連合会 会長	
10		佐藤 久仁夫	桑折町シルバー人材センター理事長	
11	地域住民組織の代表	工藤 信悦	桑折地区自治協議会 会長	
12		佐藤 英義	睦合地区自治協議会 会長	
13		朽木 正衛	伊達崎地区自治協議会 会長	
14		河口 潔	半田地区自治協議会 会長	



策定委員会

桑折町第二次地域福祉計画

発行日：令和7年3月

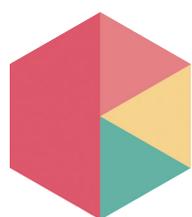
編集：桑折町 健康福祉課 福祉介護係

発行者：桑折町

住所：〒969-1692

福島県伊達郡桑折町大字谷地字道下 22-7

電話：024-582-1134



献上桃の郷。
桑折町
こおりまち

桑折町第二次地域福祉計画

成年後見制度利用促進基本計画
再犯防止推進計画

令和7年3月発行

発行者：桑折町 編集：健康福祉課 福祉介護係

〒969-1692

福島県伊達郡桑折町大字谷地字道下 22-7

電話 024-582-1134